

岩手競馬の現状

(平成 22 年 11 月 26 日)

1	日本の競馬	1 頁
2	岩手競馬の概況	3
3	新しい岩手県競馬組合改革計画	8
4	岩手競馬の収支の状況	13
5	岩手競馬発売の確保・向上策	14
6	コスト調整等の実施状況	16
7	岩手競馬の改革への取組	17
8	新たな動き (J R A ・主催者間の連携)	23
9	本県での新たな取組	26
10	岩手競馬の地域への貢献	29
11	岩手競馬の問題点	31
	【参考資料 1】地方競馬の概要	32
	【参考資料 2】地方競馬の仕組み	34
	【参考資料 3】競馬の開催業務の流れ	35
	【参考資料 4】岩手県競馬組合同規約 (昭和 39 年 3 月 18 日許可)	36

1 日本の競馬

日本の競馬は、日本中央競馬会（JRA）が主催する『中央競馬』と、地方公共団体が主催する『地方競馬』に分かれているが、いずれも「競馬法」に基づき施行される。

全国には、10の中央競馬の競馬場と、15の地方競馬（16主催者）の競馬場。東北地域には、JRAの福島競馬場があるが、岩手競馬は、東北地方唯一の地方競馬。

昭和48年のハイセイコーの活躍（第一次競馬ブーム）から、地方競馬と中央競馬の発売額の差が開き始め、昭和～平成にかけて、武豊騎手とオグリキャップが活躍する第二次競馬ブームにより、両者の発売額には決定的な差が生まれ、現在、中央競馬は、地方競馬の約7倍の発売額。

中央競馬、地方競馬とも、近年は発売額の減少が続き、中央競馬はピーク時（平成9年）の6割強、地方競馬はピーク時（平成3年度）の約4割弱まで落ち込む。

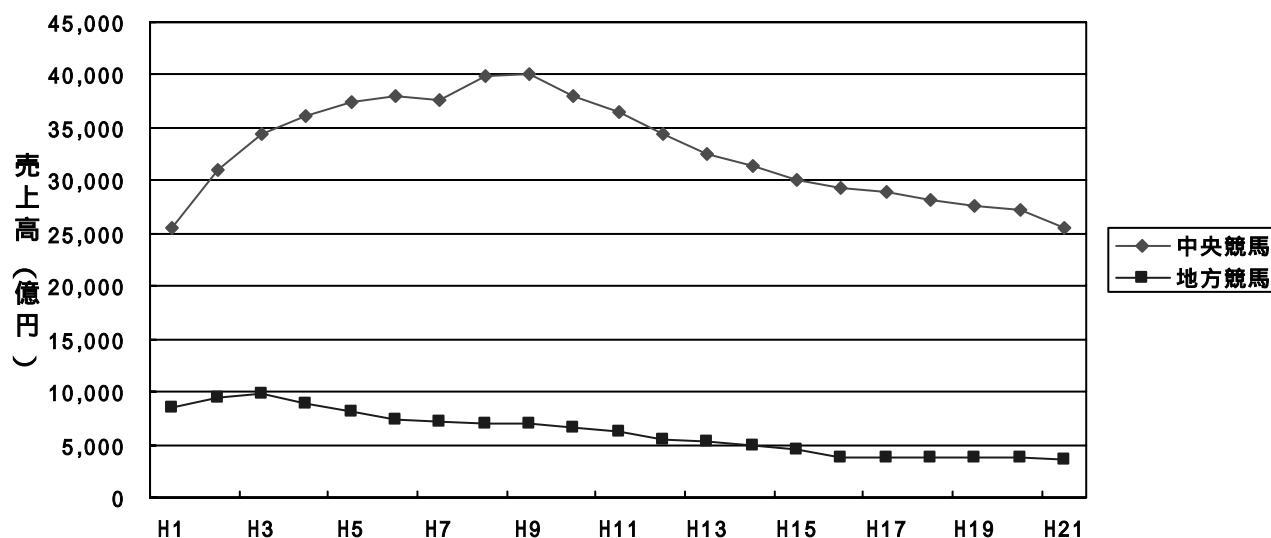
地方競馬主催者数も、平成3年度から、8つの地方競馬が廃止となり、現在は15（主催者数は16）。平成20年度決算では、競馬収益金を計上している地方競馬はなく、9つの地方競馬が累積赤字を抱えるなど厳しい状況。

競馬収益金：各主催者の決算における一般会計への繰出金又は構成団体への配分金

(1) 中央競馬と地方競馬の概要

項目	中央競馬	地方競馬
主催者	日本中央競馬会（JRA）	地方公共団体（16団体）
開催競馬場数	10競馬場（芝が主体）	19競馬場（ダート主体） 芝は盛岡のみ
開催曜日	原則、土日	土日開催（岩手など）、平日開催（南関東など）に分かれる。
開催日数	284日（21年度）	1,483日（21年度）
売得金額	2兆5,480億円（21年度）	3,634億円（21年度）
入場者数	711万人（21年度）	449万人（21年度）
国等への交付金	売得金額の約10%	売得金額の約2%

(2) 中央競馬と地方競馬の発売額の推移



(3) 中央競馬・地方競馬の発売額（平成21年度）

平成21年度中における前年度比（年間総売得金額ベース）は、
中央競馬（JRA）93.9%、地方競馬 96.7%、岩手競馬 93.8%

【平成21年度】

（単位：百万円、人、%）

区分	総売得金額		1日平均売得金額		入場人員	
		前年度比		前年度比		前年度比
帯 広	10,724	92.8	71	92.8	200,176	93.2
北 海 道	11,493	101.3	142	102.6	70,253	86.1
岩 手	20,680	93.8	158	93.8	357,345	93.9
浦 和	32,652	95.5	666	97.5	219,627	96.0
船 橋	36,019	94.0	667	94.0	208,059	95.2
大 井	101,319	94.9	984	98.6	874,628	98.0
川 崎	48,395	98.3	756	98.3	442,516	98.7
金 沢	9,806	96.6	117	98.9	266,117	92.4
笠 松	11,867	97.6	119	98.6	153,157	96.9
愛 知	19,433	104.8	149	104.0	279,587	98.8
兵 庫	31,962	97.3	195	96.7	657,397	98.9
福 山	7,785	97.5	92	97.5	176,907	94.0
高 知	5,480	141.2	58	142.7	77,283	83.9
佐 賀	10,950	92.9	108	92.9	393,756	94.4
荒 尾	4,847	97.5	69	97.5	108,746	97.3
地方・計	363,411	96.7	249	97.2	4,485,554	96.1
J R A	2,547,959	93.9	8,972	95.9	7,118,971	96.2

中央競馬（JRA）の事業年度は暦年（1～12月）だが、本資料では地方競馬に合わせて年度（4～3月）で整理

(4) 公営競技等の発売動向

（単位：億円、%）

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
中央競馬	34,350	32,590	31,330	30,100	29,310	28,950	28,230	27,590	27,570	25,900
（前年比）	6.1	5.1	3.9	3.9	2.6	1.2	2.5	2.3	0.1	6.1
地方競馬	5,610	5,290	4,950	4,500	3,970	3,690	3,690	3,800	3,780	3,660
（前年比）	12.1	5.7	6.4	9.1	11.8	7.1	0.0	3.0	0.5	3.2
競 輪	12,680	11,990	10,720	10,040	9,370	8,880	8,620	8,450	8,100	7,460
（前年比）	7.6	5.4	10.6	6.3	6.7	5.2	2.9	2.0	4.1	7.9
競 艇	13,670	13,000	12,200	11,050	9,920	9,780	9,650	9,950	9,930	9,360
（前年比）	9.0	4.9	6.2	9.4	10.2	1.4	1.3	3.1	0.2	5.7
オートレース	1,910	1,720	1,570	1,290	1,170	1,140	1,090	1,090	1,070	1,010
（前年比）	5.0	9.9	8.7	17.8	9.3	2.6	4.4	0.0	1.8	5.6
宝 く じ	9,500	10,700	10,920	10,700	10,740	11,050	10,940	10,440	10,420	9,880
（前年比）	4.2	12.6	2.1	2.0	0.4	2.9	1.0	4.6	0.2	5.2
パチンコ	286,970	278,070	292,250	296,340	294,860	287,490	274,550	229,800	217,160	210,650
（前年比）	0.8	3.1	5.1	1.4	0.5	2.5	4.5	16.3	5.5	3.0

レジャー白書（2010版）による。（白書では、パチンコは「ゲーム」に区分。）
暦年（1～12月）での売上（売得金）であるもの。

2 岩手競馬の概況

(沿革)

岩手競馬は、藩政時代における各地の神社での奉納競馬や、農家が育てた馬の優秀性を競う生産地競馬を引き継ぎ、明治時代から行われてきた。

昭和23年の競馬法施行後は、県、盛岡市、旧水沢市、一関市が、様々な形態で競馬を開催してきたが、昭和39年3月、運営の一元化を求める声に応じて、一部事務組合として、岩手県競馬組合が設立された。

- ・ 設立当初の構成団体は、県、水沢市、一関市（一関市は、昭和44年3月脱退）
- ・ 現在の構成団体は、県、奥州市、盛岡市（盛岡市は、昭和40年7月加入）

(収支・発売状況・入場者数)

平成10年度までは、構成団体に総額407億円の利益金を配分してきたが、経営悪化により、12年度からは、実質収支がマイナスで推移（繰上充用 に対応）。

「繰上充用」= 歳入の不足額を次年度の歳入で補填する会計処理（地方自治法第243条の5に規定）

発売額は、平成3年度の689億91百万円をピークに減少。21年度は、207億23百万円で、ピーク時の30%。

入場者数は、平成14年度の242万5千人をピークに減少。21年度は、149万8千人で、ピーク時の62%。

(開催形態)

現在、岩手競馬は、盛岡競馬場と水沢競馬場の2つの競馬場で開催しており、22年度は、「土・日・月開催」を基本として、年間130日間、1,400レースを実施予定。

(1) 岩手競馬の歩み（岩手県競馬組合の設立まで）

藩政時代	馬産地岩手では、各地の神社境内の直線馬場で奉納競馬が行われ、また、農家の人たちが育てた馬の優秀性を競う生産地競馬が盛んに行われていた。
明治4年	県産馬会が、盛岡・菜園に1,000メートルの楕円形馬場を新設
明治17年	岩手調馬会社主催による秋季競馬会が菜園競馬場で開催（ <u>円形競馬場を用いた本県最初の洋式競馬で、横浜、東京に次いで、全国3番目の開催</u> ）
明治34年	胆沢郡産馬組合を中心に、 <u>水沢公園南側に500メートルの円形馬場を新設</u> （後に、東競馬場と命名）
明治36年	県産馬連合会が、盛岡・上田に1,000メートルの円形馬場を新設（ <u>黄金競馬場と命名</u> ）
大正13年	水沢・中上野に1,600メートルの観覧施設整備の競馬場を新設
大正15年	稗貫郡産馬畜産組合が、 <u>花巻・下根子に1,600メートルの競馬場を新設</u> （昭和12年まで）
昭和8年	盛岡・毛無森に旧盛岡競馬場が完成
昭和21年	地方競馬法が施行。県馬匹連合会が、盛岡・水沢競馬を再開
昭和23年	競馬法が施行。当時は、 <u>県と水沢市が盛岡・水沢競馬場で、県営・市営競馬を開催</u> 。
昭和24年	水害被害を受けた一関市が、 <u>災害復旧指定都市として水沢競馬を開催</u>
昭和39年	運営の一元化を求める声に応じて、 <u>岩手県競馬組合が設立</u>

(2) 岩手県競馬組合の概要

昭和39年3月、競馬事業の事務を共同処理するための一部事務組合として設立。

構成団体 岩手県、奥州市(旧水沢市)、盛岡市(昭和40年7月加入)。

(注)設立当初の構成は、岩手県、水沢市、一関市。一関市は昭和44年3月に脱退

執行機関

区分	氏名	現職	就任根拠規定
管理者	達増 拓也	県知事	規約第8条、充職
副管理者	小沢 昌記	奥州市長	"
"	谷藤 裕明	盛岡市長	"
"	高前田 寿幸	議会の同意による選任(平成22.3.30)、県理事	規約第8条
会計管理者	古内 保之	県会計管理者(地方自治法168条による必置機関。)	地方自治法168条(規約第8条)
事務局長	大友 宏司	県特命参事	

議会

定数：10人 = 県議会からの提言も踏まえH17.5に4人から増員(県議会6人 奥州市2人 盛岡市2人)

選出：規約第6条の規定により構成団体の議会においてそれぞれの議会の議員から選出

議長 渡辺 幸貴(県議会) 副議長 刈屋 秀俊(盛岡市議会)

(3) 施設の現状

盛岡競馬場・水沢競馬場の2場で競馬を開催(2場で開催する主催者は、現在岩手と兵庫のみ)

場外発売所は、東北・東京に12か所。安代のテトラックは、民間会社に運営を委託。

釜石・宮古のテトラックは、民間会社に運営を委託していたが、21年2月から直営に移行。

競馬場

(単位：m²、人)

施設名	所在地・構造	面積(土地・建物)	収容人員	馬房数	駐車場	利用開始	
水沢競馬場	奥州市水沢区姉体町 (右回り ダート 1,200m)	土地 354,046.74 (一部民有地)	(14,142)	30棟 600馬房	-	S39	
	スタンド	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建	建物 11,262.84			10,481	S48
	テトラック	鉄骨造 4階建	建物 6,828.44			3,661	H3
盛岡競馬場	盛岡市新庄 (左回り 芝 1,400m ダート 1,600m)	土地 1,264,423.71		13棟 260馬房	2,832 台	H8	
	スタンド	鉄骨造 地上4階・地下1階建	建物 18,878.00				6,000

場外発売所

(単位：m²、人)

施設名	所有	所在地	構造	建物面積	収容人員	利用開始
テトラック宮古	組合	宮古市大通り	鉄骨造3階建	1,257.72	362	S62
テトラック釜石	組合 (一部民有地)	釜石市両石町	鉄骨造2階建	2,018.12	608	S63
テトラック種市	組合 (一部民有地)	洋野町種市	鉄骨造2階建	2,520.75	1,400	H1

施設名	所有	所在地	構造	建物面積	収容人員	利用開始
テレトラック安代	組合 (一部民有地)	八幡平市小柳田	鉄骨造 2 階建	2,690.09	800	H3
テレトラック横手	東北映像他	秋田県横手市	鉄筋コンクリート造 2 階建	3,467.83	800	H9
テレトラック山本	東北映像	秋田県三種町	鉄筋造 2 階建	1,648.56	600	H11
テレトラック三本木	東北映像他	宮城県大崎市	鉄骨造平家建	4,253.50	2,200	H13
テレトラック十和田	東北映像	青森県十和田市	鉄骨造平家建	1,580.95	600	H14
ウインズ津軽	J R A	青森県田舎館村	鉄骨造 2 階建	3,924.37	1,500	H10
盛岡大通場外発売所	民間	盛岡市大通り		277.98	100	H19.6.9
JRA 福島競馬場内	J R A	福島県福島市				H10
JRA 東京競馬場内	J R A	東京都府中市				H15

その他

(単位: m²)

施設名	所有	所在地・構造	面積(土地・建物)	利用開始
パルソビル	組合	盛岡市神明町 鉄骨鉄筋コンクリート造	土地 793.51	H3
		地下 1 階、地上 5 階、塔屋 2 階	建物 3,388.00	

注：2 階を C A B センター（本場と場外等をオンラインで結合する中央集計・映像処理施設）に利用。

(4) 開催日程及び競走計画の主な概要

項目	平成 22 年度計画	平成 21 年度
開催回数、日数及び期間	22 開催（水沢 14 開催、盛岡 8 開催） 130 日（うち特別競馬 6 日間） 「土・日・月」を基本に開催	・ 22 開催 （水沢 14 開催、盛岡 8 開催） ・ 131 日（うち特別競馬 6 日間）
レース数	年間概ね 1,400 レースを基本 1 日 12～10 レース（11 レースを基本）	・ 1,428 レース
ダートグレード競走	マーキュリーカップ（Jpn）：7/19（祝月） ・ 盛岡競馬場、2,000m（サラ系 3 歳以上） クラスターカップ（Jpn）：8/16（月） ・ 盛岡競馬場、1,200m（サラ系 3 歳以上） 南部杯（Jpn）：10/11（祝月） ・ 盛岡競馬場、1,600m（サラ系 3 歳以上）	・ 変更なし ・ 変更なし ・ 変更なし
重賞競走	年間 21 レース	・ 20 レース
特別競走	年間概ね 73 レース	・ 78 レース
芝競走	年間概ね 55 レース	・ 52 レース

(5) 岩手競馬関係者数

(単位：人)

区 分		H18.3 (新計画)	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	増 減	
							-	-
組 合 社	組合	39	27	25	21	20	19	1
	公社	38	57	46	50	51	13	1
	(小計)	77	84	71	71	71	6	0
	従事員	913	726	644	644	585	328	59
	計 (A)	990	810	715	715	656	334	59
競 馬 関係者	馬主	695	553	493	456	420	275	36
	調教師	41	44	43	43	42	1	1
	騎手	31	29	26	23	24	7	1
	厩務員	218	208	171	168	158	60	10
	その他事務局員等	-	17	16	13	13	(13)	0
	計 (B)	985	851	749	703	657	328	46
会社団体	計 (C)	494	498	440	457	421	73	36
合計 A + B + C		2,469	2,159	1,904	1,875	1,734	735	141
合計 (馬主を除く)		1,774	1,606	1,411	1,419	1,314	460	105

1 「その他事務局員等」は、馬主会、調騎会及び厩務員会の事務局員、調教師補佐。(新計画では、事務局員等人数は不明。)

2 21年の馬主(県内150/32.9%、県外306/67.1%)、22年の馬主(県内128/30.5%、県外292/69.5%)

(6) 競馬組合職員数

(単位：人)

区 分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
組合職員	38	37	27	25	21	20
構成団体職員	3	5	7	11	12	12
県	3	4	5	7	8	8
奥州市		0	1	2	2	2
盛岡市		1	1	2	2	2
地全協職員						
小計	41	42	34	36	33	32
公社職員	18	17	16	13	12	12
合計	59	59	50	49	45	44

(7) 岩手競馬発売額等の状況

発売額等の推移

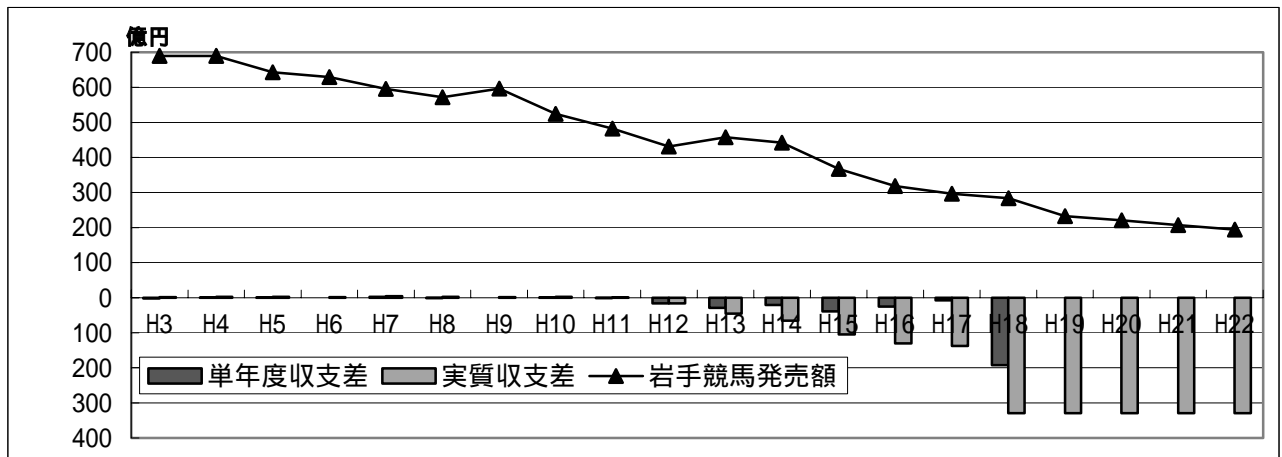
(単位:百万円)

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
岩手競馬発売額	68,991	68,977	64,337	62,947	59,545	57,204	59,661
実質収支(注1)	182	229	239	166	402	261	177
単年度収支(注2)	257	47	10	72	236	141	84
入場者数(千人)	1,515	1,518	1,527	1,598	1,561	1,639	1,832

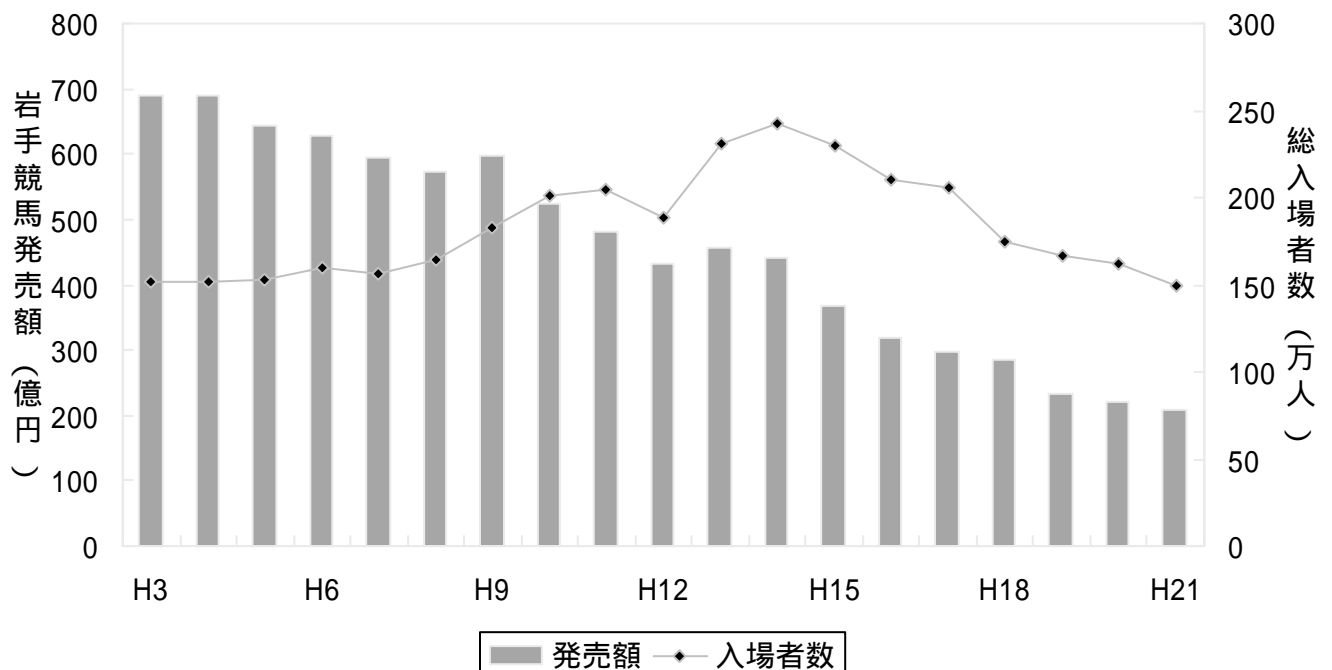
年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
岩手競馬発売額	52,467	48,229	43,074	45,729	44,216	36,737	31,896
実質収支	236	74	1,562	4,481	6,553	10,475	13,012
単年度収支	59	162	1,636	2,919	2,072	3,922	2,537
入場者数(千人)	2,007	2,047	1,885	2,308	2,425	2,302	2,108

年度	H17	H18	H19	H20	H21(見込)	H22(計画)	H22(見直し)
岩手競馬発売額	29,640	28,361	23,308	22,066	20,723	20,970	19,160
実質収支	13,739	32,954	32,954	32,954	32,954	32,954	32,954
単年度収支	728	19,214	0	0	0	0	0
入場者数(千人)	2,059	1,742	1,663	1,620	1,498		

「発売額と実質収支」



「発売額と総入場者数の推移」



3 新しい岩手県競馬組合改革計画

岩手競馬は、以前においては、売上減少が続く中、施設の整備など売上拡大のための取組を進めてきた。

専用場外発売所の新設など「施設整備を中心においた事業拡大」(「岩手競馬経営改善5カ年計画」H10～14、「みちのくレース岩手競馬改善計画」H13～15)、

設備投資を伴わない「インターネット発売での売上拡大」(「競馬組合改革 改定実行計画」H17～)

しかしながら、売上の減少に歯止めがかからず、また、競馬事業の資金収支不足を借入金によって賅ってきた結果、累積債務が330億円にまで増大。

このため、平成18年11月、「新たな赤字を発生させず、県民・市民の負担を増やさない」ことを基本に、

「売上を拡大していく計画」をやめ、競馬事業から得られる収入で、全ての支出を賅い、「単年度ごとに収支均衡」を達成することを「事業存続の条件」とする『新しい岩手県競馬組合改革計画』を策定(11月20日競馬組合議会議決)

平成19年3月には、県議会及び奥州・盛岡市議会で様々な議論を経て、「新計画」の履行を条件に、330億円の構成団体融資と競馬事業の継続が認められる。

(1) 過去の経営計画

計画名	策定年月	計画期間	計画のポイント
岩手競馬経営改善5カ年計画	H9.9	H10～H14	専用場外施設の設置等
みちのくレース岩手競馬改善計画	H12.12	H13～H15	ITを活用した県外トラック新設等
岩手県競馬組合改革 改訂実行計画	H17.2	H17～H28	コスト削減の徹底、営業の拡大等
新しい岩手県競馬組合改革計画	H18.11	H18～	事業存続の基準、事業継続のための調整等

(2) 新しい岩手県競馬組合改革計画のポイント

- ・ 競馬事業存続の基準(単年度ごとに収支均衡)の設定
- ・ 構成団体融資(330億円)による既存債務全額の繰上償還
- ・ 発売収入の25%以内で競馬事業を適正かつ円滑に実施できる収支構造への転換

(3) 新しい岩手県競馬組合改革計画(抜粋)(18年11月20日策定)

競馬事業の存廃基準

競馬事業存廃の基準

各年度において、年度を通じて経常損益で黒字又は収支均衡。

次年度について、経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止。

年度途中であっても、年度を通じて経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止。

競馬事業継続のための調整

競馬組合、構成団体及び競馬関係者(馬主会、調騎会、厩務員会)で構成する岩手県競馬組合運営協議会(仮称)を設置。

岩手県競馬組合運営協議会(仮称)において、年2回半期毎に、収支状況を検証し収支均衡を図るための調整を実施。なお、調整が整わない場合は廃止。

岩手県競馬組合運営協議会

1 設置

平成19年4月19日、新計画に基づき収支均衡を図るための調整等を行う組織として、競馬組合、構成団体及び競馬関係者(馬主会、調騎会、厩務員会、主要な委託業者等)で構成する「岩手県競馬組合運営協議会」を設置。

2 コスト調整

運営協議会では、年間を5期に分けて、収支状況を検証し、収支均衡を図るための調整を実施。仮に、調整が整わず、収支均衡の見通しが立たない場合は、構成団体の首長が協議した上で、競馬事業を廃止。

年度途中のコスト調整

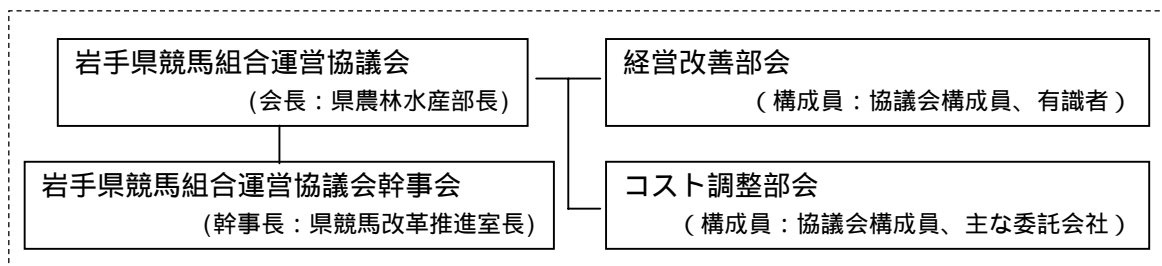
19年度は、3回(6月、8月、11月)実施(調整額765百万円)

20年度は、1回(6月)実施(調整額432百万円)

21年度は、3回(9月、11月、2月)実施(調整額307百万円)

22年度は、2回(7月、9月)実施(調整額301百万円)

岩手県競馬組合運営協議会の組織



融資スキーム

「競馬事業存廃の基準」を設定することに伴う新たな融資スキームとして、債務（長期・短期）全額を繰上償還し、構成団体からの融資（ 1 ）に切り替える（平成18年度末に実行）

構成団体は、新たに基金（運用型）（ 2 ）を設置し、同基金の運用として競馬組合に融資を行う。

融資は有利子、金利負担は競馬組合とし、利息（ 3 ）は競馬組合の経常収支の中で賄う。

金利水準は、基金の運用利率として適切な水準とする。

元金は、競馬組合の経常収支に生じた黒字（経常利益）から順次償還する。

構成団体ごとの基金の造成額（競馬組合への融資額）は、構成団体間で別途協議する。

なお、奥州市、盛岡市の基金造成の際、両市の行財政運営に大きな支障が生じないよう、自己資金（既存の基金からの振替えなど）で造成し切れない額（不足額）については、県から両市へ必要額の貸し付けを行う。

1「融資」とする意味：債務を整理して、競馬事業を継続しようとする場合、他の地方競馬の例にあるような、累積損失や債務を構成団体が肩代りする「分賦」ではなく、将来、競馬事業からの利益で返済することを前提とする「融資」が妥当

2 運用型の基金：特定の目的のために定額の資金を貸付け等に運用するために設置されるもの

3 利息の取扱い：「融資」は有利子で、金利負担は競馬組合。金利水準は、構成団体が一般的な基金運用した場合と同水準の利息の受取りとなるような、基金の運用利率として適切な水準(県の運用実績を勘案)

融資の状況

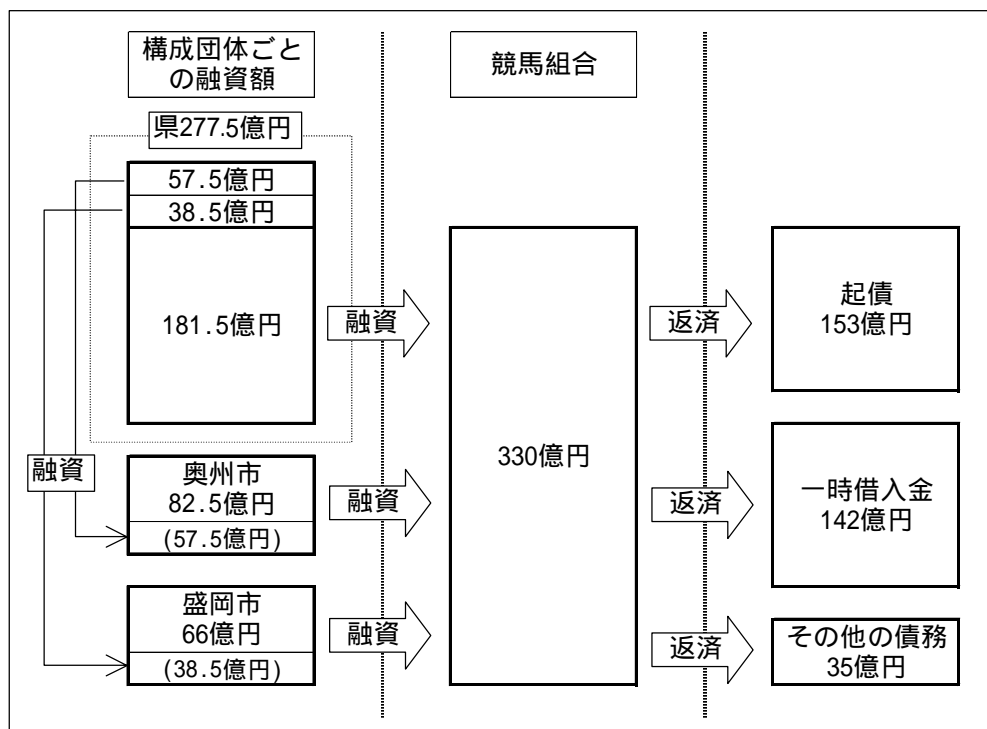
1 融資総額 330億円（競馬組合の平成18年度末における債務の全額を対象）

2 構成団体ごとの融資割合・融資額

過去の各構成団体への利益配分実績割合であり、競馬組合同規約に定める利益配分割合（＝損失分賦割合）で、各構成団体が融資

区分	合計	岩手県	奥州市	盛岡市
融資割合	10	5.5	2.5	2
融資額	330億円	181.5億円	82.5億円	66億円

構成団体から競馬組合への融資イメージ



元金返済ルール

最終利益（純利益）が、1億円以下の場合、全額を競馬組合の運営資金として内部留保する。

1億円を超え5億円以下の場合、1億円を超える額の1/2を構成団体に返済する。5億円を超える場合は、前記に加え、5億円を超える額の全額を構成団体に返済する。

ただし、運営資金の累積額が10億円を超えた場合は、最終利益（純利益）が、5億円以下のときは、その1/2を構成団体に返済する。5億円を超える場合は、前記に加え、5億円を超える額の全額を構成団体に返済する。

なお、新たな設備投資が必要な場合等特別な事情が生じた場合は、構成団体と個別に協議し、返済額を決定する。

元金返済ルールのイメージ

1 元金

運営資金の累積額が10億円以下の場合

最終利益の1億円以下の部分	1億円を超え5億円以下の部分	5億円を超える部分
競馬組合に内部留保 10/10	競馬組合に内部留保 1/2 構成団体に返済 1/2	構成団体に返済 10/10

運営資金の累積額が10億円を超えた場合

最終利益の1億円以下の部分	1億円を超え5億円以下の部分	5億円を超える部分
	競馬組合に内部留保 1/2 構成団体に返済 1/2	構成団体に返済 10/10

2 利息

貸付利率は、県の歳計現金の運用利回りと同水準となるよう知事が定める率（岩手競馬再生推進基金条例施行規則第3条、新計画）としている。

これまで運用上、直近3ヶ月（11月～1月）の運用利回りの単純平均値（入札資金ごとの利率を平均して得た率）で利率を設定しており、平成18～20年度は、0.3%。

平成21年度は、当初0.3%と設定したが、長引く経済不況等の影響により、運用利回りが低下している状況を踏まえ、2・3月分の利率を0.1%に変更。

平成22年度は、直近3ヶ月（21.11月～22.1月）の運用利回りを基に、0.1%

(4) 構成団体融資の概要

(融資額)

競馬組合に対する構成団体融資は、平成22年度において、総額329億54百万円。

・県 = 181億25百万円 ・奥州市 = 82億38百万円 ・盛岡市 = 65億91百万円

(支払利息額)

競馬組合は、構成団体融資に対し、毎年度、利息(県の歳計現金の運用利回りと同水準)を支払っており、平成21年度までの支払利息総額は2億8,669万3千円。

競馬組合への構成団体融資 ~ 22年度の融資額は、329億5,400万円~

(単位:百万円)

融資先	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県	12,525	18,150	18,125	18,125	18,125
奥州市	8,250	8,250	8,238	8,238	8,238
盛岡市	6,600	6,600	6,591	6,591	6,591
合計	27,375	33,000	32,954	32,954	32,954
(対前年比)		+5,625	46	0	0

330億円融資は、負債の確定(329億54百万円)により、46百万円返済

競馬組合の支払利息 ~ 22年度の支払利息額は、3,295万4千円~

(単位:千円)

支払先	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県	428	53,860	54,374	48,812	18,124
奥州市	136	24,750	24,715	22,188	8,239
盛岡市	108	19,800	19,772	17,750	6,591
合計	672	98,410	98,861	88,750	32,954
支払利息合計	672	99,082	197,943	286,693	319,647

平成21年度までの支払利息合計 = 286,693千円

貸付利率 18~21年度1月分:0.3% 21年度2月分から:0.1%

4 岩手競馬の収支の状況

新計画策定後、様々な売上向上、経費削減の取組により、平成19年度は、9年ぶり（平成10年度以来）に単年度黒字を達成し、平成20、21年度と、3年連続の黒字を達成。

現在の収支状況について、新計画による改革前の平成18年度と、21年度の最終見込を比較すれば、収入面では、収入の中心となる自場発売が34.4%、収入合計では25.4%と、それぞれ大きく減少。

支出面では、賞典費や人件費を含む営業費用（販売費及び管理費）が34.0%、営業外費用（利息）を加えた経常経費では37.4%と、収入減に応じてそれぞれ減少。

新計画では、約280億円程度の発売額でも持続可能な経営体質に転換するとしているが、現在の収支状況は、それを大幅に下回る約200億円台の発売規模に応じた収支構造。

(1) 収支状況(18年度～22年度)

(単位：百万円、%)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	増減率 (/)	22年度		増減率 (/)	
						(当初予算)	(見直し後)		
発売額	自場発売	20,526	17,236	15,399	13,474	65.6	13,056	11,233	83.4
	広域委託発売	6,934	4,814	4,801	4,802	69.3	5,060	4,918	102.4
	インターネット発売	901	1,258	1,866	2,447	271.6	2,854	3,009	123.0
	計	28,361	23,308	22,066	20,723	73.1	20,970	19,160	92.5
その他 収入	広域受託協力 金	(5,750)	(9,788)	(8,907)	(8,527)	147.6	(8,048)	(8,374)	98.2
	その他	846	1,493	1,378	1,249	53.1	1,191	1,241	79.3
	その他	917	861	650	487	53.1	328	386	79.3
	計	1,763	2,354	2,028	1,736	98.5	1,519	1,627	93.7
収入合計	30,124	25,662	24,094	22,459	74.6	22,489	20,787	92.6	
売上原価	23,131	18,985	17,857	16,673	72.1	16,953	15,552	93.3	
売上総利益	6,993	6,677	6,237	5,786	82.7	5,536	5,235	90.5	
販売費 及び 管理費	賞典費	3,315	2,228	2,070	1,874	56.5	1,795	1,733	92.5
	人件費	530	410	375	295	55.7	309	296	100.3
	その他	4,753	3,865	3,644	3,509	73.8	3,384	3,158	90.0
	計	8,598	6,503	6,089	5,678	66.0	5,488	5,187	91.4
営業損益	1,605	174	148	108	-	48	48	44.4	
営業外費用(支払利息)	613	125	100	89	14.5	33	33	37.1	
経常損益	2,218	49	48	19	-	15	15	78.9	
特別利益	322				-	156	156	-	
特別損失	157				-	156	156	-	
当期純利益	2,053	49	48	19	-	15	15	78.9	

参考

繰上充用額(年度末)	32,954	32,954	32,954	32,954	100.0	32,954	32,954	100.0	
基金残高 (年度末)	退職手当基金	41	38	4	4	9.8	1	1	25.0
	施設等整備基金	-	49	137	72	-	87	44	61.1

広域受託協力金の()内は、発売額。

22年度(見直し後)は、平成22年9月14日に開催した第3回運営協議会での見直し後の22年度計画額。

(2) 「新計画」が目指す経営規模

岩手競馬商圏内での購買力の急激な回復は期待し難いという前提に立ち、約280億円程度の発売額でも持続可能な経営体質に転換していくことが不可避。「改革への取組み」から)

これまでの事業運営の仕組みを抜本的に見直し、より効率性の高い運営形態に改め、約280億円程度の発売額でも事業運営が持続可能となるコンパクトな形態への転換を図っていく。「新しい改革の基本的考え方」から)

5 岩手競馬発売額の確保・向上策

売上の向上を図るために、「競馬の商品はレース」との認識のもと、競馬ファンに対し魅力あるレースを提供することを基本に、様々な取組を進めている。

これまで、

- ・ スタリオンシリーズやハンデ戦の実施など「レースの質を高める取組」
- ・ 薄暮競馬の開催など「開催日程等の工夫」
- ・ 全国重賞競走シリーズへの参画など「他の主催者との連携」
- ・ 首都圏スポーツ紙への馬柱の掲載など「レース情報の発信強化」
- ・ 街中場外の設置など「購入機会の拡大・売上向上」
- ・ レディースデーの実施、企業・団体との協賛によるイベントなど「ファンサービスの向上」に取り組んできた。

また、岩手競馬ファンの裾野拡大を図るため、関係団体等とのつながりを強化しながら、県内外に向け、岩手競馬の情報発信や、営業活動を展開している。

売上の向上に向けた主な取組（平成19～22年度）

区分	19	20	21	22	取組項目	
1 レースの実施					オッズパークグランプリ	インターネット事業者による協賛レース
					レディースジョッキーズシリーズ	JRA・地方競馬所属の女性騎手による交流戦
					ダート3000m競走	岩手競馬初
					スタリオンシリーズ	生産団体等の協賛により、優勝馬の馬主に副賞として種牡馬の種付権を贈呈
					企業・団体等協賛冠レース	20年度：67社、21年度：64社
					メイセイオペラカップ	日本初の騎手によるチーム対抗戦
					「がんばろう岩手」冠レース	6日間、12レース
					一般競走への名称付与	市町村提案等による観光名所等の名称をレースに付与（21年度：17市町村）
					出走頭数の多頭数化	特別競走：最大10頭 12頭
					グレード・重賞競走のシリーズ化	クライマックス3、盛岡サマーサミット
					賞金ハンデ戦・騎手ハンデ戦	獲得賞金・騎乗成績等に応じた負担重量とする競走
					早期出走手当の創設	3月開催 4月開催と出走した馬に支給
					1日に開催するレース数の拡大	最大12レース
					短距離競走	1000m レース
2 開催日程等の工夫					北海道競馬との交流競走	北海道競馬との2歳馬による交流競走
					3歳重賞競走の強化	不來方賞・ダービーグランプリ
					薄暮競馬	夏場にレースの開催時刻をずらして実施
					開催競馬場の変更	水沢・盛岡両競馬場の開催間隔の短縮
					ダートグレード競走の見直し	クラスタースタック Jpn を盛岡で開催

区 分		19	20	21	22	取組項目	
3	JRA との連携					J R A 通年発売	水沢・盛岡両競馬場で、J R A を通年発売開始（発売レース数も拡大）
						発売所の拡大	J R A テレトラック種市での発売開始
4	他の主催者との連携					南関東協力金の1%上乘せ	
						広域受託発売の拡大	
5	情報発信					全国重賞競走シリーズへの参画	3歳ダービーウィーク、2歳未来優駿、牝馬グランダムジャパン
						バスへのポスター掲示	県交通バス車内に岩手競馬ポスターを掲示
						県外へのPR	県外関係者等への岩手競馬PR（県人会、いわて文化大使等）
						イベント等でのPR	県主催イベント等での岩手競馬PR（食と観光フェスタ、農研センター参観デー）
						市町村・隣県への協力要請	テレトラック所在市町村（県内4・県外5）、秋田・青森（北海道・北東北知事サミット）
						スポーツ紙への馬柱掲載	首都圏スポーツ紙等への馬柱掲載・情報発信
6	売上向上					インターネット事業者との共同キャンペーン	オッズパーク・楽天競馬との共同キャンペーンによる情報発信
						県外イベントでのPR	県外岩手イベント・キャンペーンでの出展・PR（黄金の国いわてフェア・平泉キャンペーン）
						競走番組表に企業広告を掲載	
						街中場外を設置	盛岡市大通り「UMACCO ウマッコ」
						場内看板広告の募集・設置	20年度：12社、21年度：15社
						ドリームチケット販売	21年度で一般発売は終了
7	ファン拡大					3連単発売	全レースに拡大
						パドック解説の実施	場内及びインターネットで視聴可能
						重勝式勝馬投票券の発売	インターネット（オッズパーク）で5重勝単勝式勝馬投票券を発売（後半5レースの1着を全体的中させるもの。）
						ルネッサンスプラン	ファンファーレ、場内BGMの見直し等
						ファンクラブ結成	未知の駒会（県）、盛駿会（盛岡市）、奥馬の会（奥州市）、県南かけ駒クラブ（県南局）
						サポーターズネット設立	個人向けファンクラブ、
						岩手競馬みんなで応援NW設立	企業・団体による緩やかな応援活動体
						企業・団体等協賛イベント	20年度：15社、21年度：16社
						競馬観戦ツアー	I B C 岩手放送
						ビギナーズコーナーの設置	競馬場内へのビギナーズコーナーの設置
						J R A ファンへのアプローチ	ドリームチケットプレゼント等
						岩手競馬応援パーティー	20年度：盛岡市、21年度：奥州市
						岩手競馬ファンの裾野拡大	「2009 with! 岩手競馬」プラン等
						レディースデー	入場無料、特別観覧席招待、お食事券配付、マスコミ協賛による女性専用バスツアー等
				マスコミタイアップ企画ツアー	I B C 岩手放送、めんこいテレビ		
				仙台日帰りバスツアー	J T B による競馬観戦ツアー商品企画化		
				浅田次郎講演会	盛岡地方振興局		
				馬事文化パネル展示	県南広域振興局		

6 コスト調整等の実施状況

経費の削減については、議員報酬の不支給、職員の退職不補充や給与水準の引下げの継続、委託料や賃借料の引下げなど、経費全般にわたる削減に取り組んでいる。

特に、年度途中でも、売上に応じたコスト管理の徹底するため、岩手県競馬組合運営協議会において、年間を5期に分け、期毎に収支状況を検証し、収支均衡のためのコスト調整を実施。

コスト調整の結果、新計画策定前の平成18年度と比較して、21年度の最終見込額は、賞典費が43.5%、委託料が46.4%、賃借料が34.6%、とそれぞれ大幅な減額。

(1) コスト調整の実施状況

～ 19年度以降21年度までの3カ年で、合計15億4百万円のコスト調整を実施 ～

(単位:百万円、%)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	19～22年度合計
売上原価	4				4
支出 計	761	432	307	301	1,801
競走関係費(賞典費)	282	72	67	62	483
事業運営費	479	349	230	239	1,297
施設・情報システム費	100	25	42	158	325
開催労務費	66	28	20	24	138
営業販売費	55	32	16	12	115
人件費	77	12	102	13	204
その他販売・管理費	181	252	50	32	515
財務経費(営業外費用)		11	10		21
コスト調整 計(A)	765	432	307	301	1,805
支出(当初計画)(B)	7,190	6,690	6,110	5,536	25,526
コスト調整割合(A÷B)	10.6%	6.5%	5.0%	5.4%	7.1%

(2) 賞典費の削減状況

～ 19年度以降、21年度までの3年間で1,441百万円(43.5%)削減 ～

(単位:百万円、%)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度 (決算見込)	22年度 (第2期見直し)	削減額(-) 18年度比較
賞典費総額	3,315	2,228	2,070	1,874	1,733	1,441(43.5%)
(対前年度比)	102.8	67.2	92.9	90.5	92.5	56.5
最低1着賞金	250千円	150千円	140千円	120千円	100千円	
出走手当	1出走:95千円 2出走:75千円	1出走:76千円 2出走:56千円	1出走:73千円 2出走:53千円	1出走:70千円 2出走:46千円	1出走:69千円 2出走:44千円	

最低1着賞金:全国15地方競馬の最高80万円(南関東)、最低8万円(ばんえい(平地では高知9万円))、岩手は12位で下から3番目。
出走手当:全国15地方競馬の最高は10.5万円(大井)、最低は2万7千円(高知)、岩手は8位、下から7番目。

(3) 委託料・賃借料の削減状況

～ 19年度以降、21年度までの3年間で2,134百万円(42.7%)削減 ～

(単位:百万円、%)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度 (決算見込)	22年度 (当初)	削減額(-) 18年度比較
委託料	3,429	2,423	1,979	1,837	1,796	1,592
(対前年度比)	97.2	70.7	81.7	92.8	97.6	46.4
賃借料	1,567	1,090	1,046	1,025	988	542
(対前年度比)	111.2	69.6	96.0	98.0	96.5	34.6
計(+)	4,996	3,513	3,025	2,862	2,784	2,134
(対前年度比)	101.2	70.3	86.1	94.6	97.2	42.7

注 「委託料」は、「売上原価」に含まれるインターネット発売委託、安代・上山・NRS 場外発売委託分を除く委託料

7 岩手競馬の改革への取組

(抜本的改革についての意見・勧告)

平成19年8月24日、岩手県競馬組合事業運営監視委員会から、『中長期的な視点に立った抜本的な改革についての検討が必要』との意見。

また、平成19年10月25日には、岩手県競馬組合議会から、『大幅な民間委託について、可及的速やかに検討すべき』との勧告。

(抜本的改革の検討)

これらの意見・勧告を踏まえ、『一場体制への移行』と『民間委託拡大』について、検討を進めたが、様々な課題があり、実現には至っていない。

《民間委託拡大》

民間のノウハウ・資金力等を活かし、ファンサービスや収益性の向上、経営基盤の強化、事業の安定性の向上等を期待し、ほとんどの業務を1社に一括委託する民間委託拡大を検討。

民間企業から企画提案を募集し、最優秀企画提案に選定された民間会社と協議を進めたが、現行方式との比較考量を行い、最終的に判断した結果、「21年度からは実施しない」との結論。(平成20年11月1日競馬組合議会へ報告)

《一場体制への移行》

現在の2つの競馬場による運営を、一場体制にした場合の課題、収支改善効果等を検討したが、現段階では、構成団体融資を含む資産・負債の整理、追加投資や撤去費用、収支改善効果などの面で、解決すべき課題が多いとの結論。(平成20年6月27日競馬組合議会へ報告)

なお、平成21年2月21日、岩手県競馬組合議会から、改めて『組合運営の改革に向けた継続的な取組を進めるべき』との要請。

(1) 岩手県競馬組合事業運営監視委員会

1 設置目的

平成19年4月25日、競馬組合の運営上生じた経営悪化や累積債務の拡大のような問題が、今後、発生しないよう、法律・経営等の分野の専門的な立場から、

過去に発生した諸問題を検証するとともに、競馬組合の適正な運営の確保を図るため調査・助言を行うことを目的として、競馬組合の構成団体が設置。

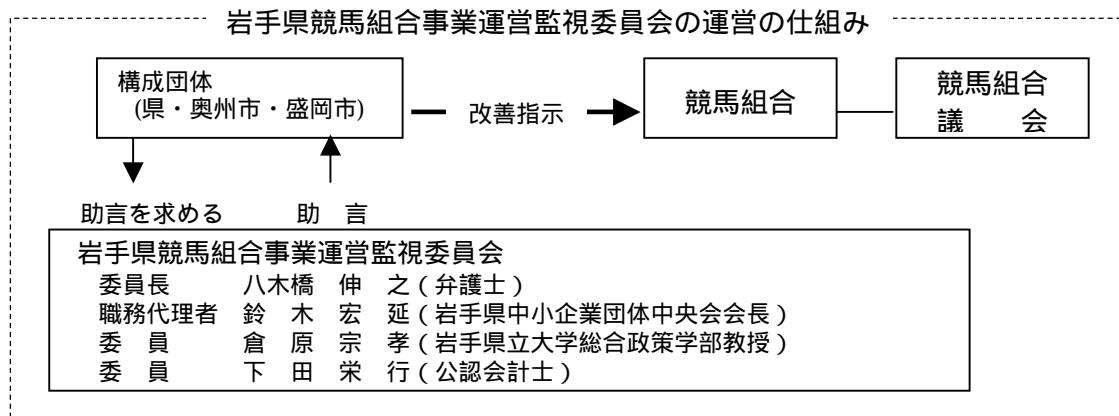
「岩手競馬経営の将来方向検討会議」の設置に伴い、監視委員会は廃止。

2 組織の位置付け

中立的、専門的な立場から調査・助言することに設置の意義があることを考慮し、より中立的な立場で調査・助言できる位置付けとなるよう、競馬組合の組織とは切り離し、構成団体が共同で独立した組織として設置。

3 運営の仕組み

委員会は、過去に発生し指摘のあった事項を検証、現在の事業運営状況を調査。
委員会は、検証・調査に基づき構成団体の長に改善点を助言。
構成団体の長は、助言のあった事項について、必要に応じて競馬組合に対して改善を指示。
競馬組合は、構成団体の長からの改善指示を踏まえて、事業運営方法等を改善。



4 過去の検証に関する報告書

監視委員会では、当時の副管理者や事務局長の意見聴取を含む約4ヶ月の調査審議の結果を、平成19年8月24日の第5回委員会で取りまとめ、知事及び両市長に報告書を提出。

ア 結論

委員会での検証の結果、調査した範囲内では、競馬組合の事業運営の手続きや内容に、「明らかに法令に違反するもの」や「著しく合理性を欠くもの」と認められるような事案はなかったが、

新盛岡競馬場建設などの施設整備を通じて事業規模を拡大させ、平成12年度決算で実質収支に歳入不足(赤字)を生じ、その後も赤字を累積させて、330億円の構成団体融資を受けるに至った経過からも明らかなとおり、

競馬組合の経営が、その時々的情勢の変化に適切に対応できていなかったことについては、競馬組合はもとより、組合議会や構成団体を含めて、十分に反省すべき。

事業運営全般についてみた場合、特に、次の4つの取組みが必要であったと指摘。

有識者の専門的意見を踏まえた方針決定と経営環境に応じた機動的な事業運営

厳しい事業環境の把握と危機意識に基づく経営改善計画の策定

売上減少に即応した徹底したコスト削減の取組み

後年度負担を伴う施設整備の長期的展望に立った慎重な検討

イ 今後の事業運営に向けた意見

企業意識の徹底と中長期的視点に立った抜本的な改革の検討

まずは経営の安定化を実現することが重要であるが、
これと併せて、更に、厳しさを増す岩手競馬を取り巻く経営環境を踏まえ、岩手競馬の将来にとって、どのような経営のあり方が最も望ましいのか、中長期的な視点に立った抜本的な改革についても検討を進めることが必要。

県民・市民に親しまれる競馬事業の推進

県民・市民に分かりやすい情報提供

(2) 岩手県競馬組合議会からの勧告等(抜粋)

岩手競馬の経営についての提言と勧告(平成19年10月25日)

2 収支均衡が可能で継続と判断された場合でも、構成団体の派遣人事による従来の経営体制のあり方を抜本的に見直すとともに、プロパー職員の重用を含め、

競馬組合業務の大幅な民間委託について、可及的速やかに検討すべきである。そのためにも、委託条件を早急に検討する必要がある。

岩手競馬の経営についての要請(平成21年2月21日)

岩手県競馬組合議会は、一昨年(平成19年)の10月25日、「岩手競馬の経営についての提言と勧告」により、大幅な民間委託について可及的速やかに検討すべきであることなど5項目について提言・勧告した。

岩手県競馬組合は、この提言・勧告を受け様々な取組みを進めたが、民間委託拡大の検討については、交渉先企業との協議が整わず、昨年(平成20年)11月1日に競馬組合議会に対し、平成21年度からの民間委託拡大は実施しないとの結論に至り、平成21年度以降も現行の方式による事業運営を継続する旨の報告を行った。

その検討結果は、やむを得ざるものであるものの、現行の運営方式の下、引き続き、改革改善を進め、経営の安定化を図っていくことを望むものである。

今日、世界を襲っている経済危機は、我が国、そして本県に大きな影響を及ぼしており、この危機的な状況は、まだ当分続いていくものと予測され、競馬組合は、今後とも厳しい経営を求められることが予想されることから、今後の岩手競馬の経営について、次のとおり要請する。

記

1 岩手競馬は、収支均衡を条件に、330億円の構成団体融資を受け存続が認められたものであり、競馬組合は競馬事業の収益から借入金を償還する責務を負っている。

今後、単に収支均衡を実現することをもって良しとするのではなく、

330億円融資の重みを常に念頭に置き、借入金の償還が可能となる、より安定的な経営基盤を確立できるよう、全力で事業運営に取り組むべきこと。

2 また、競馬組合議会の提言及び勧告を受け、

民間委託拡大など、競馬組合がこれまで進めてきた取組みについては、今後の経営に生かされていく必要があり、文書等により必要な整理を行い、組合運営の改革に向けた継続的な取組みを進めるべきこと。

3 厳しい経済情勢の中であって、収支均衡を確実に実現し、岩手競馬を存続させていくため、

「新しい岩手県競馬組合改革計画」に基づき、現実的な売上見直しに対応したコスト管理を基本とし、コスト意識を持って、日頃から経費全般にわたる見直しを行うことが必要であり、

特に、随意契約による業務委託については、可能な限り競争原理によってコスト縮減を図るほか、賃借料等についても、必要な見直しを行うなど、常に適正かつ効率的な収支構造を維持できるよう、経費の徹底した見直しに取り組むべきであること。

(3) 一場体制への移行

～ 平成20年6月21日とりまとめ。6月27日の競馬組合議会調査特別委員会で報告 ～

1 検討の趣旨

岩手競馬は、二つの競馬場によって運営されており、二つの競馬場の管理運営経費や競馬場間の競走馬の輸送経費など、一場であれば必要とならない経費負担があることが、収益性が低い要因の一つとの指摘がある。

このため、収益性の改善を図る抜本的改革の一つの方策として、岩手競馬を「一場体制に移行」する場合の課題や実現可能性を検討する。

(検討パターン - 「競走馬の確保」に着目し、厩舎を増設、両厩舎を利用、開催競馬場の厩舎のみ利用に分けて、それぞれの課題等を検討)

競馬場	厩舎 (競走馬の確保)	開催日数
水 沢	水沢に厩舎を増設 (盛岡厩舎は使わない)	現状維持 (127 日)
"	水沢・盛岡両厩舎を利用	"
"	水沢の厩舎のみ利用	縮 小 (110 日)
盛 岡	盛岡に厩舎を増設 (水沢厩舎は使わない)	縮 小 (102 日)
"	水沢・盛岡両厩舎を利用	"
"	盛岡の厩舎のみ利用	大幅縮小 (34 日)

2 検討結果

一場体制への移行は、現段階では、解決すべき課題が多いと考えられる。

ただし、二つの競馬場を所有していることで、将来的に、競馬場施設の修繕・改修費用が、競馬組合の大きな負担となってくるものと考えられる。

したがって、いずれかの競馬場で全面的な改修等の必要が生じた場合には、投資額と収支に及ぼす効果を比較検討しながら、一場体制への移行も併せて検討することが必要。

区 分	課 題
運営体制の再構築	<p>競馬組合の資産・負債の整理が必要となり、構成団体融資の取扱を含む構成団体間の慎重な調整を要する。</p> <p>一部事務組合である競馬組合の構成団体の変更を伴う。</p> <p>この場合、競馬組合の資産・負債の整理が必要となり、資産の評価や構成団体融資の取扱について協議が必要。</p> <p>資産の評価には、構成団体融資とからめた判断、脱退する団体と残る団体の間の調整など困難が想定。</p>
施設等の整備	<p>開催形態で異なるが、厩舎整備の追加投資 (13～32 億円) や廃止施設の撤去費用 (10～15 億円) の負担を要する。</p>
収支に及ぼす効果	<p>厩舎を移転整備する場合も含め、いずれの開催形態でも、<u>大きな収支改善効果は期待できない。</u></p> <p>気候条件や厩舎規模によって開催可能日数が減少し、売上減少。</p> <p>廃止する競馬場は、<u>専用場外化によって売上の減少が見込まれる。</u></p> <p>開催経費の中で、<u>削減可能な経費が、競走馬輸送や調教用施設維持など限定的。</u> 削減額は最大でも2億円程度。</p>
地域経済・雇用への影響	<p>開催日の減少や競走馬輸送の減少などにより、<u>地域経済や岩手競馬関係の雇用への影響が見込まれる。</u></p>

(4) 民間委託拡大 ~平成20年11月1日競馬組合議会報告~

1 民間委託拡大のねらい

ファンサービスと収益率の向上

経営基盤の強化 (民間企業の資金力を活かした追加投資の可能性)

事業の安定性の向上 (複数年度の総合的な成果によって経営判断)

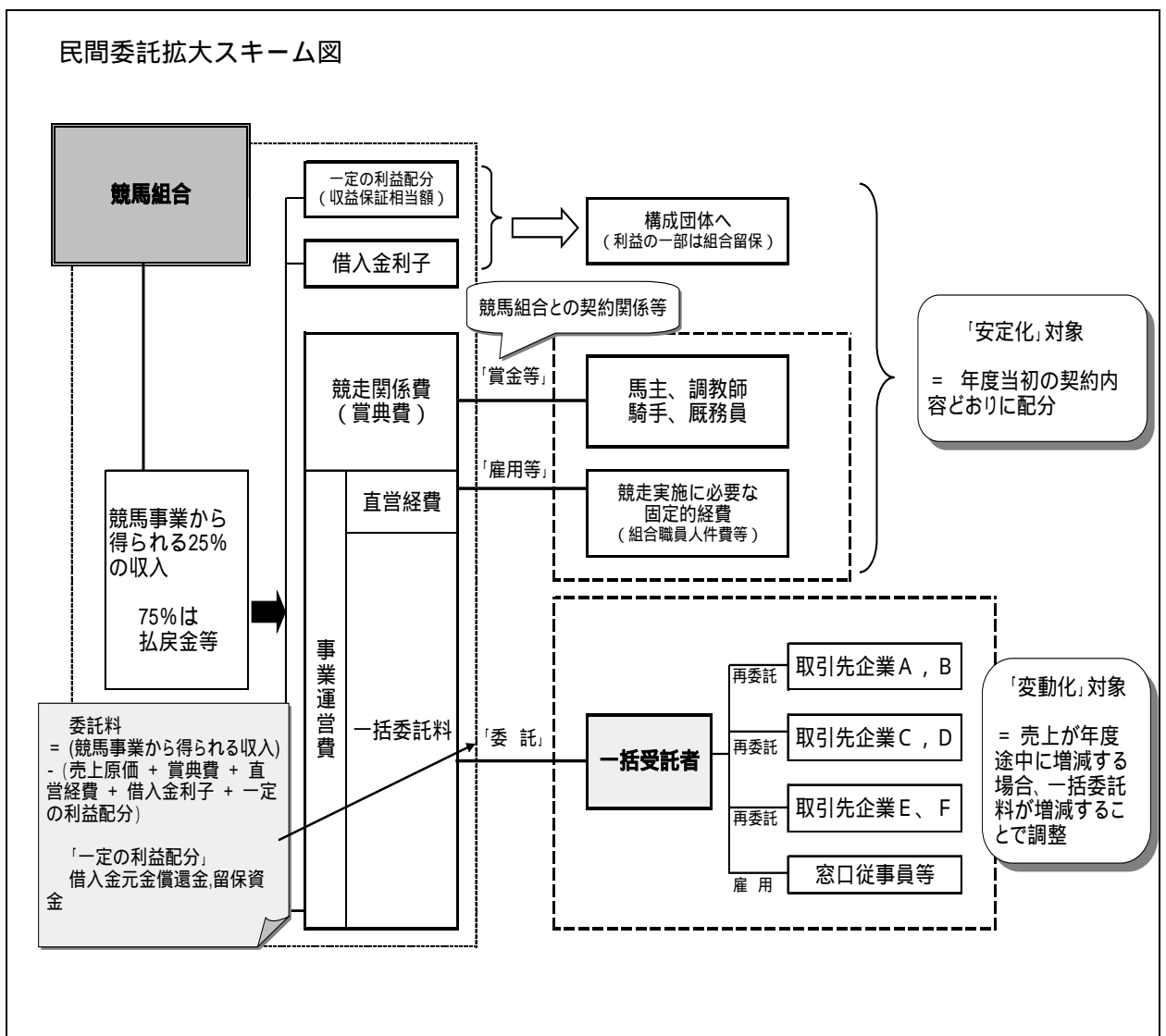
2 民間委託拡大の方法

地方公共団体の固有事務(議会、財産管理等)や、競馬法上、民間企業に委託できない業務(競走の実施など)を除き、可能な限り、民間企業1社に一括委託

委託料の算定に当たっては、一定の収益(元金償還・留保資金)を確保

$$\text{委託料} = \text{競馬事業から得られる収入} - (\text{売上原価} + \text{賞典費} + \text{直営経費} + \text{借入金利息} + \text{一定の収益})$$

民間委託拡大スキーム図



3 検討経緯

企画提案募集の概要及び審査結果

競馬組合では、競馬組合が行う業務のうち、地方公共団体としての固有業務や競馬法の規定で民間企業に委託できない業務(競走の実施等)を除く業務全般を一括して受託する場合の、運営組織、集客・売上向上策、収支計画などについて企画提案を募集。

提出のあった2社の企画提案について、「岩手競馬の民間委託拡大に関する企画提案選定委員会」を開催して審査し、うち1社の提案を「最優秀企画提案」として選定。

《募集の経過(平成20年)》

募集要領の配布期間	1月4日~2月29日		
説明会	1月18日	参加	14社
資格審査申請受付期間	3月3日~3月7日	申請	3社
企画提案受付期間	3月24日~3月31日	企画提案書提出	2社
選定委員会の開催	4月26日、5月25日		

競馬組合の対応

競馬組合では、選定委員会の選定結果を受け、5月28日、「昨年10月の岩手県競馬組合議会の勧告に応えるためにも、協議・調整を進める中で、民間委託拡大が『岩手競馬の今後の事業運営方法として適当かどうか』を検討していくために、最優秀企画提案企業との具体的な交渉に入る」ことを決定し、その旨を同日開催された岩手県競馬組合議会定例会に報告。

現行方式との比較考量及び結論

最優秀企画提案企業との具体的な交渉を進め、その協議の過程において確認できた情報を勘案し、馬主や厩舎関係者からも意見を聞きながら、最優秀企画提案と現行方式との比較考量を実施。

その結果、最優秀企画提案企業の提案内容が「現行運営方式に比べて良い。」との判断には至らず、最終的には「21年度からの民間委託拡大は実施しない」との結論。(10月31日)

8 新たな動き（JRA・主催者間の連携）

（共同トータリゼータシステム）

全主催者共同でのトータリゼータシステムが、平成23年度に整備される予定であり、岩手競馬では平成24年度からこれに参画することにより、現行のシステムに比べて、イニシャルコスト、ランニングコストとも経費削減が期待。

これと合わせ、地方競馬の投票系・情報系・映像系のネットワークシステムを一本化する「地方競馬統合ネットワーク」を、地全協の共同利用施設設置等事業として構築することにより、映像や情報の伝達に係るシステム運用負担の軽減も期待されるほか、地方競馬主催者間の新たな連携策の可能性も広がる。

（地方競馬とJRAとの連携）

現在、地方競馬と日本中央競馬会（JRA）との相互発売を、以下のような内容で実施する方向で、JRAと具体的な条件等について協議中。

地方競馬が施行するダートグレードレースや一部の重賞レースを、JRAのインターネット発売システム（I-PAT：会員308万人）で発売（開始時期：平成24年度内を目標）

JRAのレースを、地方競馬施設で受託発売（開始時期：JRAと各地方競馬主催者が個別に協議）

こうした相互発売の実施により、岩手競馬の収益増が期待。

(1) 地方競馬共同トータリゼータシステムの構築

経過

地方競馬主催者が共同で運営する「地方競馬共同トータリゼータシステム(共同T Z S)」の構築について、地方競馬全国協会の地方競馬活性化会議(各主催者副管理者がメンバー)において協議が進められ、平成21年10月30日、事業推進を決定。

トータリゼータシステム

各窓口に設置された発売機、払戻し機、表示装置やコンピューターが組み合わされた勝馬投票方式のシステムの総称。勝馬投票券の発売、払戻、オッズ(概算配当率)表示を一括処理。

構築スキーム

地方競馬全主催者が共同で整備し、システム構築費に競馬活性化事業補助金(4/5補助)を活用。

- (1) 整備実施者 : 東京都競馬(株)
- (2) 開発ベンダ : 富士通(株)
- (3) 開発期間 : ~平成22年度
- (4) 運用期間 : 平成23年度~平成30年度(各主催者は現行システムがリースアップした時点から新システムへ切替え。岩手競馬は24年4月から移行予定)
- (5) 主催者間負担割合 : インシャルコスト / 均等割、売得割 1 : 2
ランニングコスト / 均等割、日数割、売得割 1 : 1 : 1

経費総額(平成22年2月時点での概算額) (単位:百万円)

区 分		総 額	補助金(4/5)	主催者負担(1/5)
インシャルコスト	全 体	7,139	5,711	1,428
	うち岩手競馬負担	439	351	88
ランニングコスト (H23~30年度)	全 体	4,385	-	4,385
	うち岩手競馬負担	343	-	343

岩手競馬における毎年度の費用(平成22年2月時点での概算額) (単位:百万円)

区 分		現 行	移行後	増 減	備 考
インシャルコスト		107	15	92	現 行: 6年間支払(H18~H23) 移行後: 6年間支払(H24~H30)
ランニング コスト	共同トータリ ゼータ関係経費	19	57	38	現 行: 各場外ネットワーク回線経費等 移行後: " + 共同センター経費
	その他関連経費	837	743	94	電算ネットワーク運用経費、 インターネット発売委託料等
計		963	815	148	

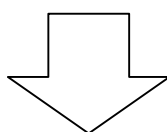
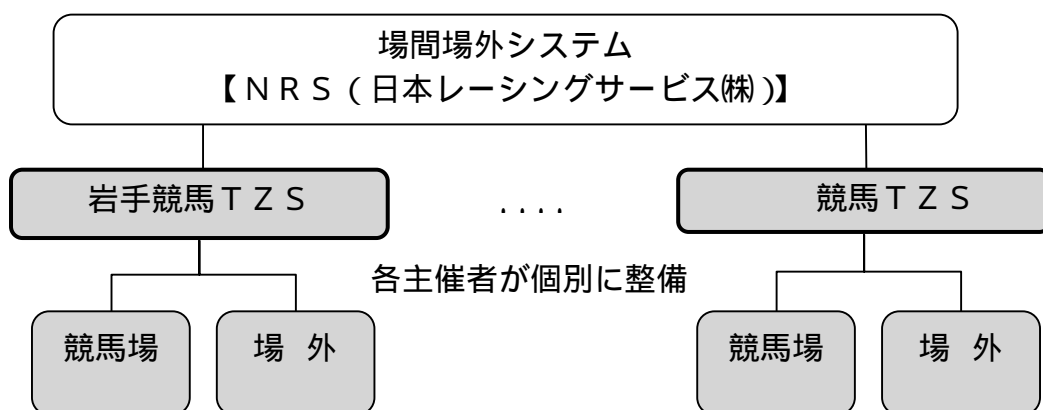
競馬組合所有の現行トータリゼータシステムの概要

- (1) 構築(更新)時期: 平成17年度
- (2) 構築費: 勝馬投票券発売システム構築費982百万円(うちトータリゼータ分642百万円)
- (3) 構築費の調達方法: 畜産近代化リース協会とのリース契約により6年間で支払
- (4) 年間支払経費概算: インシャルコスト分 / リース料107百万円

ランニングコスト・関連経費分 / 856百万円

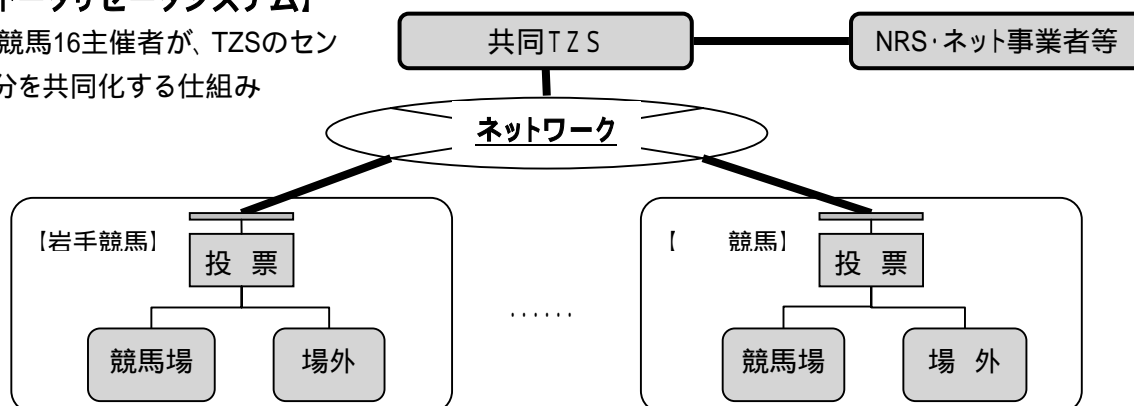
共同トータリゼータへの移行イメージ

【現行のトータリゼータシステム】



【共同トータリゼータシステム】

地方競馬16主催者が、T Z Sのセンタ部分を共同化する仕組み



（２）日本中央競馬会（J R A）との連携について

中央競馬と地方競馬の相互発売の拡大について

J R Aと全国公営競馬主催者協議会との間で、以下の内容の実現に向けて、具体的な条件等について協議中。

地方競馬のレースを、J R A電話投票システムで発売（開始時期：平成24年度内を目標）

中央競馬のレースを、地方競馬施設で発売（開始時期：J R Aと各地方競馬主催者が個別に協議）

岩手、兵庫、佐賀、荒尾では、J R Aが地方主催者の施設の一部を借受けて直営場外として発売中であるが、そういったJ R A直営場外施設は、これまでどおりとするか、受委託にするか個別に協議。

9 本県での新たな取組

(1) 「岩手競馬・みんなで応援ネットワーク」の設立

平成22年8月22日に、岩手競馬のファン組織や地元のマスコミ各社、競馬組合の構成団体である県・奥州市・盛岡市など22団体・企業を発起人として「岩手競馬・みんなで応援ネットワーク」という緩やかな運動体を設立。

(現在、発起人22団体・企業に加え、21の企業・団体からご賛同を得たところ。)

その活動目的は、岩手競馬を応援するファンや団体・企業等が「つながり」の輪を拡げ、それぞれが持っているアイデアやノウハウを結集し、相互に連携しながら岩手競馬を一層盛り上げていこうとするもの。

応援ネットワークでは、全国重賞競走へ出走する岩手所属馬の応援や、競馬場等でのイベントの開催、協賛冠レースの実施、ファンと競馬関係者の交流会などを展開していく。

これまでの取組状況

全国グレード競走に出走した岩手競馬所属馬を応援するパブリックビューイングの開催
(7/14・水沢競馬場)

設立記念イベント(8/22:協賛冠レース、水沢・盛岡競馬場での場内イベント(8/22))

人気騎手とファンとの交流会(9/27・FMラジオ局等との合同企画)

ファンからレース名を募集しての応援ネットワーク協賛冠レースの実施(10/23)

【参考】応援ネットワーク参加企業・団体

設立発起人(22団体・企業)	
ファンクラブ(6団体)	新聞(6社・1団体)
奥州愛馬の会	岩手日報社
盛岡愛馬の会	河北新報社盛岡総局
奥馬の会	岩手日日新聞社
盛駿会	盛岡タイムス社
未知の駒会	胆江日日新聞社
岩手競馬サポーターズネット	IBC 岩手放送
	岩手県競馬新聞連盟
競馬組合構成団体(3団体)	テレビ局・ラジオ局(6社)
岩手県	テレビ岩手
奥州市	岩手めんこいテレビ
盛岡市	岩手朝日テレビ
	エフエム岩手
	ラヂオもりおか
	奥州エフエム放送

(2) 北海道・北東北知事サミットでの協力要請

8月に秋田県で、第14回北海道・北東北知事サミットが開催されたが、今回のサミットは、「スポーツ振興による地域の活性化と交流・連携の拡充に向けて」がテーマであったことから、

これに関連して、本県知事から「地方競馬・馬産地の振興について」発言し、

『地方競馬は地域の経済・雇用・文化に大きな役割を果たしており、今後とも、地域の産業として発展し、馬産地としての歴史と文化を継承』していけるよう各道県に対して連携・協力を要請し、賛同を得たところ。

〔要請事項〕

- ・ 競馬場や場外発売所(テトラック等)を会場とした地域の物産展等の各種イベントの実施
- ・ ポスター掲示、各道県ホームページでの紹介などによる岩手競馬のPRへの協力
- ・ 地域の観光名所や特産品等の名称を付けた協賛冠レースの実施

これまでの取組状況

北海道

- ・ 主催者として相互に広域委託・受託発売を実施(ホッカイドウ競馬/ばんえい競馬)
- ・ 交流競走の実施(ホッカイドウ競馬)
- ・ CSテレビでの共同での競馬実況中継(ばんえい競馬)

青森県・秋田県

- ・ 庁舎内でのポスターの掲示やパンフレットの配架
- ・ ホームページでの岩手競馬の紹介・岩手競馬ホームページへのリンク
- ・ 畜産関係団体による「岩手競馬観戦ツアー」の規模拡大(青森県職員も参加)

(3) 国への要望

今年度になり、本県では「平成23年度国の施策等に関する提言」において、「地方競馬の経営安定に向けた対策の拡充」を盛り込み、農林水産省及び総務省に対して要望。

その趣旨は、地方競馬主催者が、厳しい経営環境の中で、将来の経営安定につながる積極的な取組を展開できるように、地方競馬全国協会においても、発売額の向上やコストの縮減に資する対策を一層拡充するよう要望したもの。

具体的には、「地方競馬全国協会への交付金の軽減措置」について、岩手県競馬組合のように、厳しい経営状況の中、必要な施設・設備の改修・更新等を計画的に進めることが困難な主催者もあることから、累積赤字を有するなど経営状況が逼迫している地方競馬主催者に対しては、次のような交付金の軽減措置を講ずるよう要望したもの。

- ・ 現行の特例措置の適用拡大(地全協からの補助金との併用を可能とすること等)
- ・ 交付金の減免制度の創設

地方競馬全国協会交付金制度の概要

地方競馬主催者が、売得金額に応じて、一定率（1.5/1,000～10.5/1,000）を乗じた金額を、地全協に交付する制度（競馬法第23条） 概ね売得金額の1%程度

1号交付金

馬の改良増殖その他畜産振興事業、地方競馬活性化事業に充当

(3.5/1,000 ～ 10.5/1,000)

2号交付金

地方競馬の公正・円滑な実施の推進事業に充当

(1.5/1,000 ～ 3.5/1,000)

岩手競馬の地全協交付金の支出状況等 （単位：交付金 / 千円、売得金額等 / 百万円、%）

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1号交付金	245,028	231,312	160,684	149,408	136,439
2号交付金	86,500	82,075	65,148	60,639	55,929
合計	331,528	313,387	225,832	210,047	192,368
売得金額	29,555(1.1)	28,333(1.1)	23,258(1.0)	22,037(1.0)	20,680(0.9)
収入金額	31,766(1.0)	30,124(1.0)	25,662(0.9)	24,094(0.9)	22,459(0.9)
総利益	7,552(4.4)	6,993(4.5)	6,677(3.4)	6,237(3.4)	5,786(3.3)

総利益：収入金額から売上原価（払戻金、地全協交付金、地方公共団体金融機構納付金、広域場外委託協力金及びインターネット発売委託料）を差引いた額

売得金額、収入金額、総利益の欄のカッコ内の数字は、それぞれの金額に対する交付金合計額の割合

地方競馬全国協会交付金の特例制度（1号交付金のみ対象）

交付期限の延長制度（競馬法改正：17年1月施行）

交付期限の延長措置を講ずる期間

5年以内（＝特例期間） 20.1 から特例期間を見直し（3年以内 5年以内）

延長後の交付期限

特例期間終了後 10年以内（＝特例期限） 特例期限の再延長：3年以内

要件：収支が著しく不均衡な状況等
収支不均衡状態が1年以上継続する見込み
事業収支改善計画の作成・実施

手続：農林水産大臣への協議・同意

（注）競馬活性化計画事業補助金の併用は不可

一部還付制度（競馬法改正：19年9月施行）

要件：収支が著しく不均衡な状況にあるために行う、競馬場の改修など競馬事業の収支の改善に直接寄与する事業の実施

還付：当該事業に要した経費の1/5（交付額の1/3上限）を、翌年度に還付

手続：農林水産大臣の認定（ただし、還付申請事例なし。）

10 岩手競馬の地域への貢献

(財政競馬としての地域への貢献)

岩手県競馬組合は、平成10年度まで、累計で407億円の利益金を構成団体に配分。利益金は、各構成団体の社会資本の整備等に充当。

全国の地方競馬主催者からの交付金を原資とする地方競馬全国協会からの畜産振興補助金が、本県の畜産関係事業にこれまで77億円導入され、本県の畜産振興に寄与。

(地域経済)

競馬開催による地域への経済効果は、岩手競馬の開催経費の面から見ると、平成21年度決算見込額で、約60億円程度と試算(従事員賃金等7億円、賞典費19億円、その他開催経費20億円、来場者の飲食等13億円)。

また、このような直接的な効果に加えて、地域経済に与える波及効果について、21年度の決算見込額(約224億円)を基に推計すると、約1.4倍の316億円程度の波及効果が誘発されると見込まれる。

(雇用)

競馬組合、競馬振興公社の職員及び従事員や、調教師、騎手、厩務員などの厩舎関係者は、合計で約900人。取引先企業や、競走馬の輸送、食堂関係者などを含めると、1,300人を超える方々が、岩手競馬に関わる仕事に従事。

(馬事文化・畜産振興)

競馬の開催以外にも、乗馬・ポニー教室の開催や馬事文化資料の展示など、県民・市民と馬とのふれあいの場の提供など、「馬産地いわて」の馬事文化継承の一翼を担う。

(1) 利益金の配分・地方全国協会補助金の実績

(単位:百万円)

利益金の配分					地方競馬全国協会 補助金(S39-H21)
岩手県	水沢市 (現奥州市)	盛岡市	一関市	計	
22,394	10,184	8,145	23	40,745	7,674

地全協補助金：地方競馬全国協会(地全協)が地方競馬主催者から集めた交付金を原資とする畜産振興のための補助金
(畜産協会の業務に対する補助～畜産農家への技術・経営指導、家畜改良、家畜防疫 など)

(2) 地域への直接的な経済効果(開催経費等)

区分	平成18年度	平成21年度	増減(-)
従事員賃金等	7億円	7億円	
賞典費	33億円	19億円	14億円(42.4%)
その他開催費	44億円	20億円	24億円(54.5%)
来場者飲食等	13億円	13億円	
計	97億円	59億円	38億円(39.2%)

(3) 地域経済への波及効果

平成 21 年度の競馬組合の決算見込額を基に、地域経済への波及効果について推計した結果、競馬開催経費等 224 億円により、316 億円程度（波及効果倍率 1.41 倍）の波及効果が誘発されると見込まれる。

波及効果の内訳としては、

競馬開催に伴う直接経費（直接効果）224 億円に、競馬関連産業への生産誘発額（間接波及効果）63 億円を加えた第 1 次波及効果額が 287 億円

第 1 次波及効果額から誘発された雇用者所得（54 億円）のうち、一部は消費需要に回り、再び生産を誘発することとなるが、この第 2 次波及効果額が 29 億円

（単位：百万円、（ ）内は波及効果倍率）

区 分	第 1 次 波 及 効 果			第 2 次 波及効果	総 効 果
	直接効果	間接効果	計		
岩手競馬による生産誘発額	22,415 (1.000)	6,249 (0.279)	28,665 (1.279)	2,909 (0.130)	31,574 (1.409)
うち	15,639 (0.698)	3,567 (0.159)	19,206 (0.857)	1,977 (0.088)	21,183 (0.945)
粗付加価値誘発額					
うち	3,879 (0.173)	1,479 (0.066)	5,358 (0.239)	643 (0.029)	6,001 (0.268)
雇用者所得誘発額					

21 年度決算見込額を基に推計。

直接効果は競馬開催に係る経費、間接効果は競馬関連産業への生産誘発額であり、第 2 次波及効果は、第 1 次波及効果額から誘発された消費需要に回る雇用者所得の一部。

(4) 岩手競馬関係者数

（単位：人）

区 分	H18.3 (新計画)	H22.4.1						増 減 (-)	
		合計	県内				県外		
			計	盛岡	水沢	その他			
組合・公社	職員	77	71	63	40	15	8	8	6
	従事員	913	585	477	164	198	115	108	328
	計 (A)	990	656	540	204	211	123	116	334
厩舎関係者	調教師	41	42	42	13	29			1
	騎手	31	24	24	7	17			7
	厩務員	218	158	158	45	113			60
	事務局員等	-	13	13	5	8			-
	計 (B)	290	237	237	70	167			53
会社・団体	計 (C)	494	421	348	131	126	91	73	73
合計 (D)	A + B + C	1,774	1,314	1,125	405	506	214	189	460

馬主 (E)	695	420	128			128	292	275	
合計 (F)	D + E	2,469	1,734	1,253	406	506	342	481	735

「事務局員等」は、馬主会、調騎会及び厩務員会の事務局員、調教師補佐。

21 年の馬主（県内 150 / 32.9%、県外 306 / 67.1%）、22 年の馬主（県内 128 / 30.5%、県外 292 / 69.5%）

1 1 岩手競馬の問題点

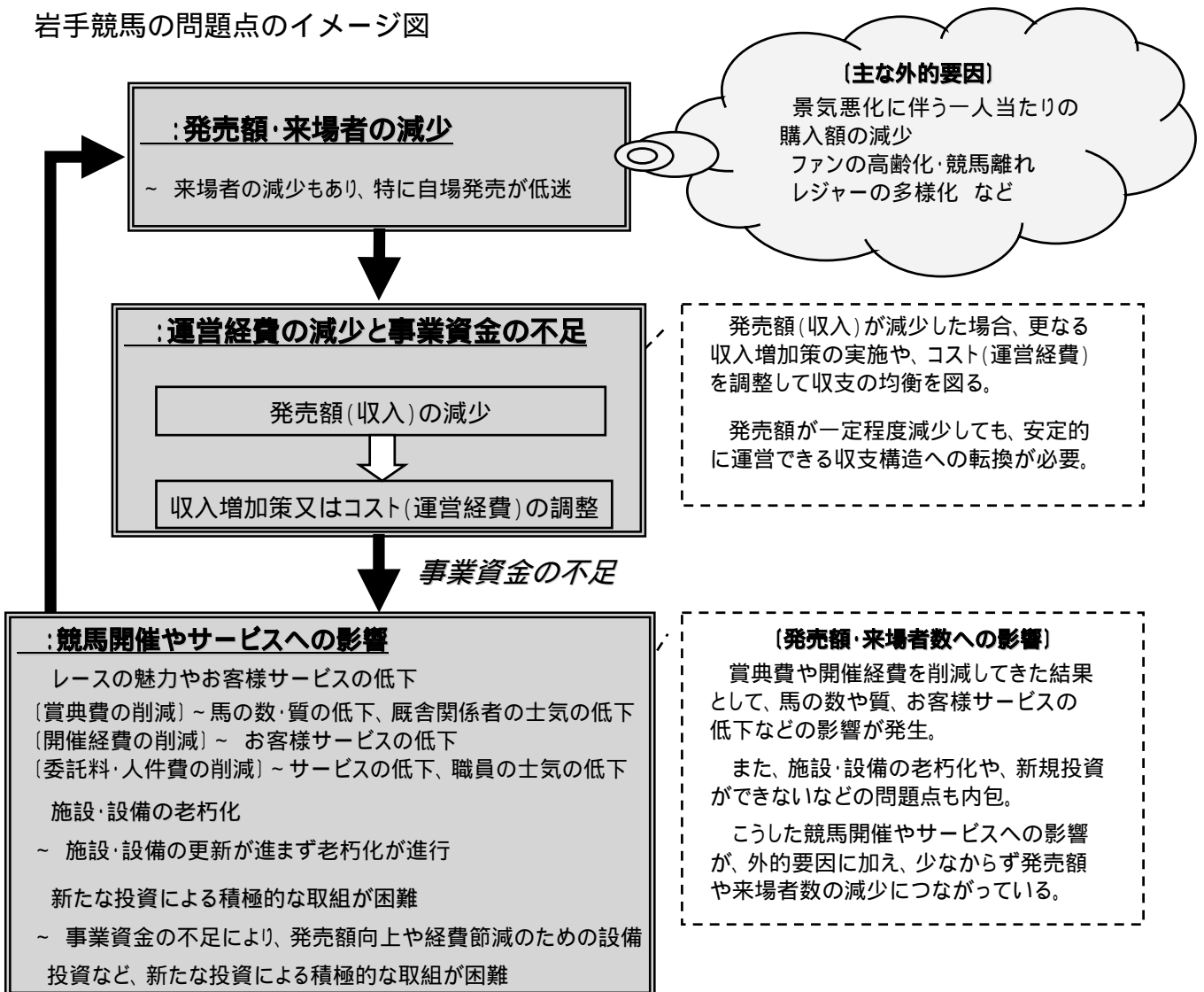
(岩手競馬が抱える問題点)

岩手競馬は、「新計画」に基づき「単年度での収支均衡」を条件に競馬事業を運営しているが、発売額が下げ止まらない厳しい経営環境の中、競馬組合及び競馬関係者によるコスト調整等の努力により、平成19年度から3年連続で黒字を達成したところ。

しかしながら、発売額の減少に伴う数度のコスト調整の結果として賞典費や開催経費を削減してきたことにより、競走馬の数・質や、お客様サービスが低下するなど、様々な面に影響が生じているものと考えられる。

また、資金不足から競馬関連施設・設備の更新が進まないことや、発売額向上や経費節減のための積極的な投資も困難な状況であることなどの問題点を抱えており、このことがもたらす競馬開催やサービスへの影響が、景気の悪化などの外的要因に加え、少なからず発売額の減少や来場者の減少につながっていると考えられる。

岩手競馬の問題点のイメージ図



【参考資料 1】地方競馬の概要

1 地方競馬の仕組み

(1) 競馬主催者（施行者）

- ・ 地方競馬の施行者は、都道府県のほか、著しく災害を受けた市町村又は地方競馬場が存在する市町村であって、総務大臣が指定した市町村に限定されている。
- ・ 主催者は、全国で16団体（道・県：2、指定市：3、一部事務組合：11）
- ・ 施行者は、全国で53団体（道・県：12、指定市町：41）。このうち48施行者が、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して競馬を開催している。

(注) 施行者とは競馬法に基づき競馬を行うことができる（施行権）団体。一方、主催者とは競馬を開催している（開催権）団体（施行者単独、又は施行者が構成団体となって組織された一部事務組合）

- ・ 地方競馬場は、全国で19場（うち1場は中央競馬と併用）あり、農林水産大臣により指定され、大都市圏から馬産地まで全国に設置されている。

(注) 競馬場が過度に設置されないよう、中央競馬は法第2条、地方競馬は法第19条で競馬場数を制限している。

【中央競馬】12箇所以内（省令で規定） 【地方競馬】北海道 6箇所以内、その他都府県 各2箇所以内

(2) 国、関係団体

地方競馬全国協会

- ・ 昭和37年に競馬法が改正され、各主催者が行っていた地方競馬の馬及び馬主の登録、調教師及び騎手の免許を全国的に統一して行うとともに、調教師、騎手及び専門職員の養成・訓練、馬の改良増殖その他畜産振興への補助を行う機関として、地方競馬全国協会（以下、「地全協」という。）が設立された。
- ・ 平成19年の法改正により、地全協は、主催者が主体となって運営し、地方競馬の事業の改善に資する事業を行う新たな法人として、「地方共同法人」に改組された。
- ・ 地全協の業務運営は、各主催者から納付された交付金によりまかなわれている。

国

- ・ 農林水産大臣は、主催者に対する地方競馬の実施に関する監督など、競馬法の規定に基づく指導・監督を行っている。
- ・ 一方、総務大臣は、市町村に対する施行権の付与、施行者に対する経営面の技術的助言のほか、地方自治法及び地方財政法の規定に基づく指導・助言を行っている。

地方公共団体金融機構

- ・ 公営競技（地方競馬、競輪、競艇、オートレース）の売上収益が、施行する地方公共団体に偏在することを避けるため、地方財政法第32条の2の規定に基づき、公営競技を施行する地方公共団体から、その収益の一部を地方公共団体金融機構に納付し、その納付金は地方公共団体の事業に係る地方債の利子の軽減に資するための資金として活用されている。

(3) 地方競馬の開催回数について

- ・ 地方競馬の開催回数については、省令によって都道府県ごとに決められ、それを超えない範囲で、農林水産大臣が各主催者に対して開催回数を指示している。
- ・ 各都道府県ごとの年間開催回数は、省令別表第2に定める範囲内（岩手県は21回）で、1回の開催日数は6日、1日の競走回数は12回とされている。
- ・ 地方競馬の主催者は、省令に定める回数の範囲のほかに、農林水産大臣の承認を受けて、

特別競馬を都道府県の区域ごとに年間3回以内に限り実施することができる。

2 売得金の流れ

- ・ 地方競馬については、売得金（発売額から返還すべき額を控除した額）の一定額が、全国規模の法人である地全協に交付され、この法人を通じて地域的な畜産振興等を図るとともに、都道府県又は市町村の財政収入の確保に貢献するというのが基本的な仕組みとなっている。
- ・ さらに、地方財政法第 32 条の 2 の規定に基づき公営企業に係る地方債の利子の軽減に資するための資金として、公営競技を行う都道府県等は、収益額（黒字）があった場合には、一定の額を、地方公共団体金融機構に対し翌年度の 11 月 30 日までに納付することとなっている。
- ・ 残りの額は、各主催者の競馬開催諸経費等に充てられ、さらにその残額が地方競馬施行者である都道府県又は指定市町村の一般会計に繰り入れられて、畜産の振興、社会福祉の増進等に使用されることとなっている。

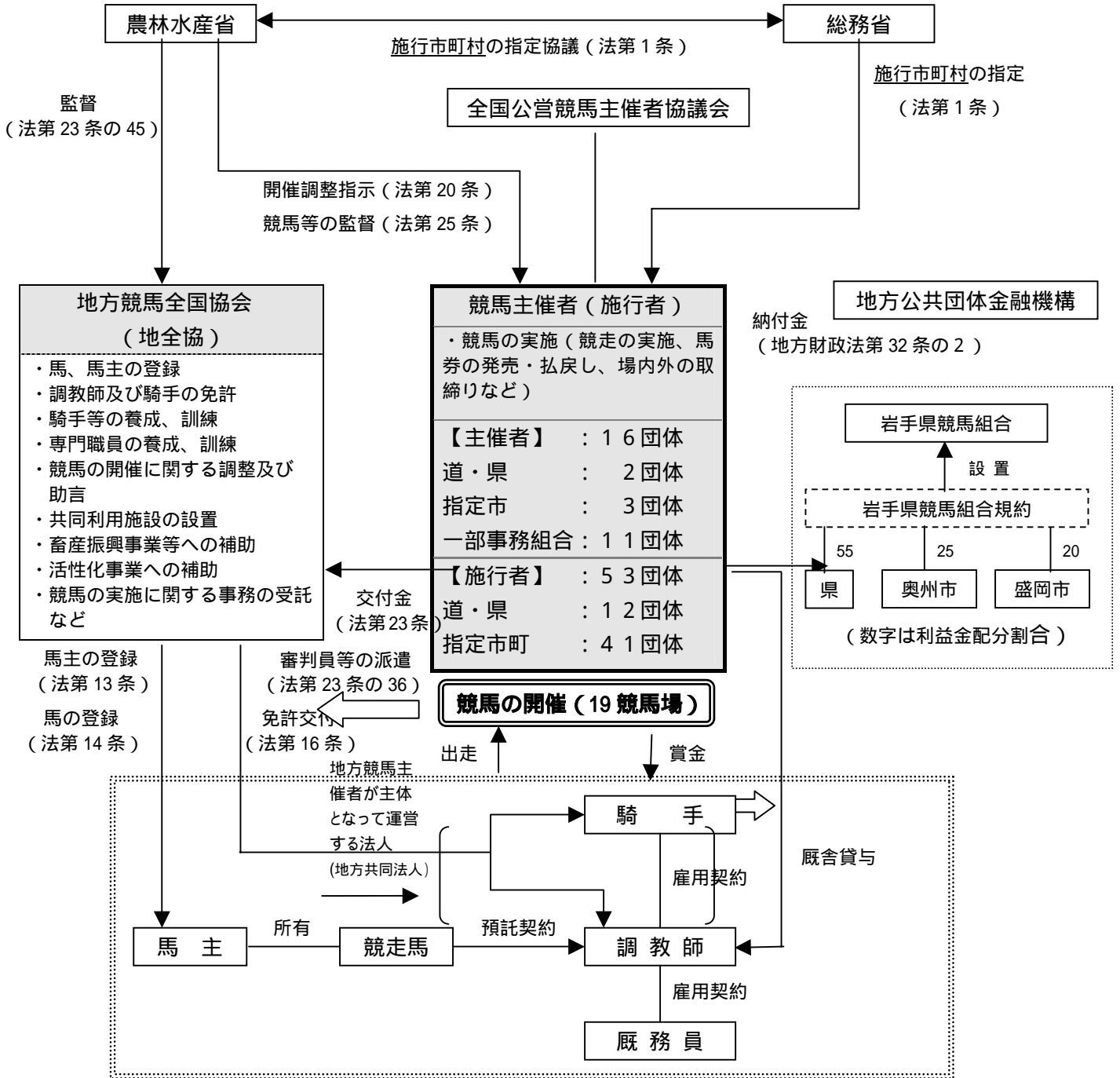
3 競馬の実施について

- ・ 競馬の実施は、「競走の実施」、「勝馬投票券の発売並びに払戻金及び返還金等の交付」、「競馬場内及び場外設備内の取締り」の3つに大別。
- ・ 競走については、中央競馬は全国1本の主催者であるので、中央競馬場であれば全国どこでも開催できるが、地方競馬の場合は原則として、その都道府県の区域内に限られている。しかしながら、天災地変等やむを得ない事由によって、当該都道府県の区域内で行えないときは、農林水産大臣の承認を受けて、その都道府県の区域外で行うことができる。
- ・ 地方競馬主催者は、競馬の実施に関する事務の一部を他の都道府県もしくは市町村、日本中央競馬会又は私人に委託することができる。

【委託事務の範囲と委託先一覧】

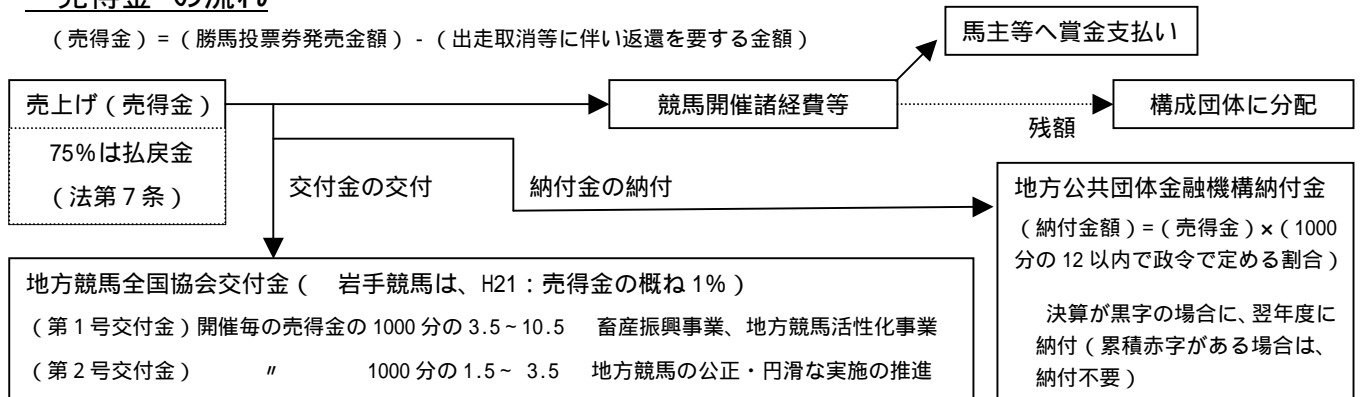
事務区分	委託先	考え方
根幹となる事務 ・ 開催日時の決定 ・ 使用する競馬場及び場外設備の決定 ・ 競走の種類、回数及び順序の決定 ・ 入場料及び払戻金の額の決定等	委託不可	刑法の特例である競馬の施行のための根幹業務であり、 <u>主催者がその責任の下で実施する必要があること。</u>
競走を実施する事務 ・ 競走番組の決定 ・ 出走の申込みの受付 ・ ハンディキャップの決定 ・ 検量、発走の合図、到達順位の判定等	競走を実施することができる法人 ・ 都道府県 ・ 指定市町村 ・ 地方競馬全国協会 ・ 競走実施公益法人	<u>競走の公正な実施を確保するため、競走を実施することができる法人に限り委託可能であること。</u>
馬券発売・取締り等の事務 ・ 勝馬投票券の発売並びに払戻金、返還金の交付 ・ 競馬場内及び場外設備内の取締等 ・ 入場料の徴収等	上記の法人に加え、株式会社を含む私人	<u>民間の手法の導入・経営ノウハウの活用により、効率的な実施を図ることが可能</u>

【参考資料 2】競馬の仕組み



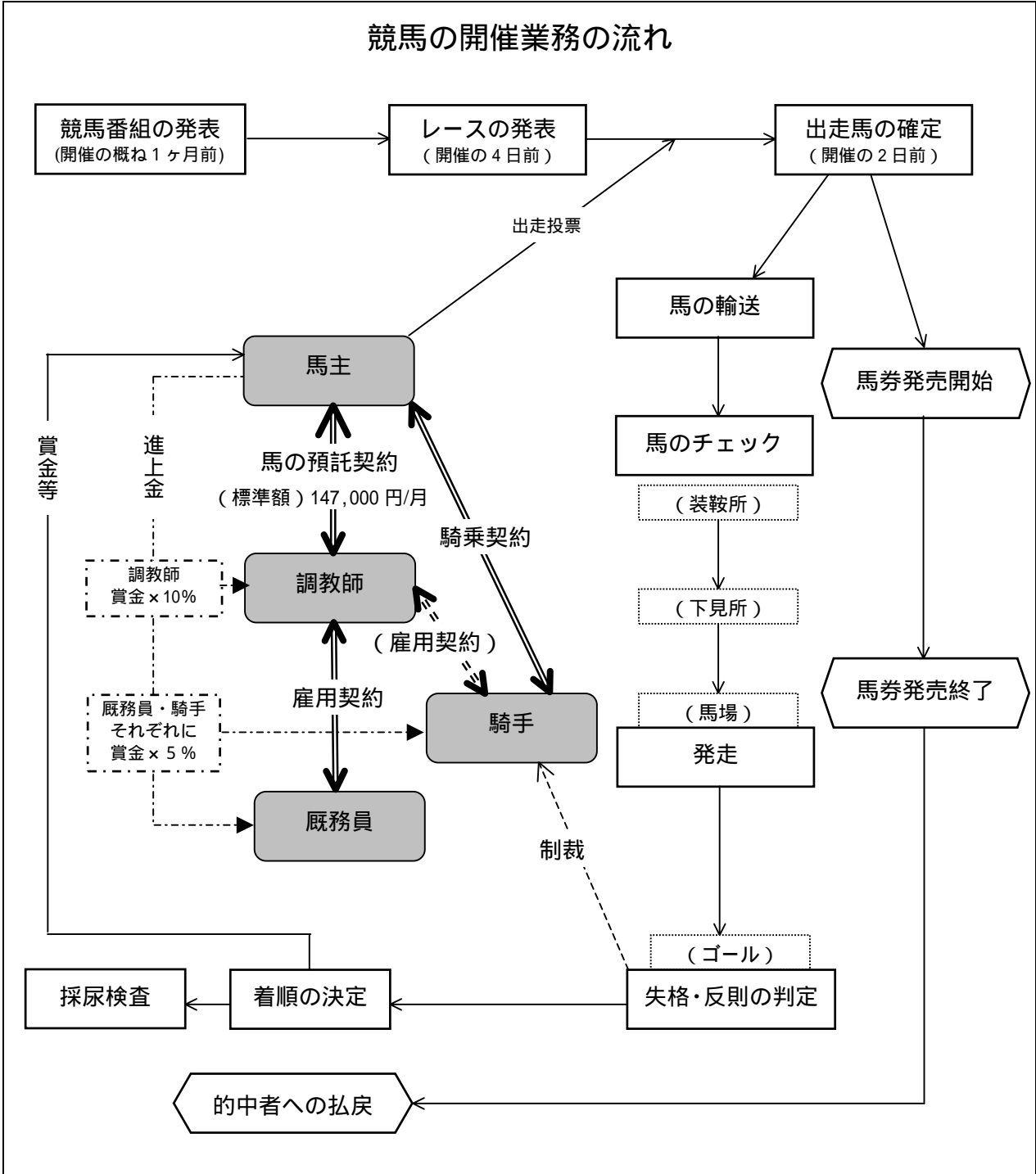
売得金の流れ

(売得金) = (勝馬投票券発売金額) - (出走取消等に伴い返還を要する金額)



【参考資料3】競馬の開催業務の流れ

競馬の実施の基本
 競走の実施
 勝馬投票券の発売並びに払戻金及び返還金等の交付
 競馬場内及び場外設備内の取締り



【参考資料 4】岩手県競馬組合格約（昭和 39 年 3 月 18 日 許可）

改正 昭和 40 年 3 月 18 日 自治大臣許可
昭和 44 年 3 月 28 日 自治大臣許可
平成 17 年 5 月 23 日 総務大臣許可
平成 18 年 1 月 20 日 総務大臣許可
平成 20 年 4 月 14 日 総務大臣許可

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この組合は、岩手県競馬組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、次の地方公共団体（以下「関係団体」という。）をもつて組織する。
岩手県、奥州市、盛岡市

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次の事務を共同処理する。

- (1) 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）の規定に基づく関係団体の地方競馬の実施に関する事務
- (2) 前号に規定する地方競馬の実施を円滑にし、その振興に資するために必要な事務

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、盛岡市におく。

第 2 章 組合の議会

（議会の組織）

第 5 条 組合の議員の定数は、10 人とし、岩手県から 6 人、奥州市及び盛岡市からそれぞれ 2 人を選出する。

（議員の選挙）

第 6 条 組合の議会の議員は、関係団体の議会においてそれぞれ議会の議員のうちから選挙する。

- 2 選挙を行なうべき期日は、組合の管理者が定めて関係団体の長に通知しなければならない。
- 3 第 1 項の選挙が終つたときは、関係団体の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

（補欠選挙）

第 7 条 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行なわなければならない。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の選挙の場合に準用する。

第3章 組合の執行機関

(執行機関)

第8条 組合に管理者、副管理者3人及び会計管理者を置く。

- 2 管理者は、岩手県知事の職にある者をもつて充てる。
- 3 副管理者のうち2人は、奥州市及び盛岡市の市長の職にある者をもつて充て、1人は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 4 組合の議会の同意を得て選任される副管理者の任期は、4年とする。
- 5 会計管理者は、岩手県会計管理者の職にある者をもつて充てる。
- 6 組合に職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の議員及び知識経験を有する者から選任された関係団体の監査委員のうちから選任する。

第4章 利益金の配分及び組合の経費

(利益金の配分)

第10条 組合の利益金の配分の割合は、岩手県5.5、奥州市2.5、盛岡市2とする。

(組合の経費)

第11条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入その他の収入をもつて支弁しなお不足のあるときは、その不足額を関係団体に分賦する。

- 2 前項の規定により分賦する金額の割合は、組合の利益金の分配の割合による。

附則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による自治大臣の許可のあつた日から施行する。
- 2 関係団体が、昭和38年度において開催した競馬に係る払戻金に関する事務は当該関係団体が処理するものとする。

附則（昭和40年7月29日自治大臣許可）

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による自治大臣の許可のあつた日から施行する。

附則（昭和44年3月28日自治大臣許可）

- 1 この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による自治大臣の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約による改正後の岩手県競馬組合格約第10条の規定は、昭和43年度の利益金の配分から適用する。

附則（平成17年5月23日総務大臣許可）

変更後の岩手県競馬組合格約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあつた日から施行する。

附則（平成18年1月20日総務大臣許可）

この規約は、平成18年2月20日から施行する。

附則（平成20年4月14日総務大臣許可）

変更後の岩手県競馬組合格約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によ

る総務大臣の許可のあつた日から施行する。